

燕市農業振興地域整備計画書

令和7年4月

新潟県燕市

目 次

はじめに	1
1 燕市の農業の特性	1
2 燕市農業の基本方針	1
第1 農用地利用計画	2
1 土地利用区分の方向	2
(1) 土地利用の方向	2
ア. 土地利用の構想	2
イ. 農用地区域の設定方針	3
(2) 農業上の土地利用の方向	7
ア. 農用地等利用の方針	7
イ. 用途区分の構想	8
ウ. 特別な用途区分の構想	8
2 農用地の利用計画	8
第2 農業生産基盤の整備開発計画	9
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2 農業生産基盤整備開発計画	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	12
4 他事業との関連	13
第3 農用地等の保全計画	14
1 農用地等の保全の方向	14
2 農用地等保全整備計画	14
3 農用地等の保全のための活動	15
4 森林の整備その他林業の振興との関連	15

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	16
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	16
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	16
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	18
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	19
3 森林の整備その他林業の振興との関連	20
第5 農業近代化施設の整備計画	21
1 農業近代化施設の整備の方向	21
2 農業近代化施設整備計画	22
3 森林の整備その他林業の振興との関連	22
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	23
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	23
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	23
3 農業を担うべき者のための支援の活動	23
4 森林の整備その他林業の振興との関連	23
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	24
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	24
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	25
3 農業従事者就業促進施設	25
4 森林の整備その他林業の振興との関連	25
第8 生活環境施設の整備計画	26
1 生活環境施設の整備の目標	26
2 生活環境施設整備計画	26
3 森林の整備その他林業の振興との関連	27
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	27

第9 付図

27

- 1 土地利用計画図 (付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)
- 3 農用地等保全整備計画図 (付図3号)
- 4 農業近代化施設整備計画図 (付図4号)
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号)
- 6 生活環境施設整備計画図 (付図6号)

はじめに

1 燕市の農業の特性

燕市は、新潟県のほぼ中央部、県都新潟市と長岡市の間に位置し、信濃川水系である大河津分水路をはじめ、中ノロ川・西川など「豊かな水」に恵まれるとともに、西には「国上山」周辺の美しい自然景観がある。その立地条件を活かして水稻を主体とする農業生産と、水稻以外には土地利用型作物として「大豆」の本作化の取り組み、中ノロ川の河川敷等を中心に果樹、野菜の生産及び施設園芸の導入による通年就農の取り組みが行われている。

また、一部地域では古くから畜産経営にも熱心に取り組んでおり、それらのいずれもが稲作との複合経営で行われている。

2 燕市農業の基本方針

以下に示す3つの基本方針のもと、「担い手の明確化と育成・確保」、「担い手への農用地の集積」、「ブランド化推進・品揃え・環境保全型稲作等」、「水田農業構造改革に必要な事業導入」といった施策を推進する。

【担い手の育成・確保】

地域の農業構造の現状及びその見通しを下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、地域の担い手の育成・確保に努める。

【水田の利活用】

本市農業の形態は水田における稲作を基本とする。その他の品目としてブランド作物（大豆・えだまめ・長ねぎ・なす等）を選定し、作付け拡大を図る。

【販売を目的とした生産体制の推進】

「販売を目的とする作物」に対し、経営所得安定対策等の事業を有効活用した支援を行い、産地化を推進する。

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア. 土地利用の構想

本市は越後平野のほぼ中央部に位置し、新潟市、三条市、長岡市、弥彦村に接する。総面積は110.96km²で、平成18年3月に燕市、吉田町、分水町の3市町が合併し、現在の市域となった。

市域は西部の国上山を除くとほぼ平坦な地形となっており、そこには市街地や集落のほか、地場産業である金属加工業を中心とする工業・流通団地が形成されている。市街地を取り囲むように全市に広がる農用地はほとんどが水田として利用されている。また、市内には信濃川、大河津分水路をはじめ、中ノ口川、西川、大通川など多くの河川が流れており、水田や近傍の弥彦山、国上山とともに美しい自然景観を有している。

本市の気候は、四季の変化がはっきりした日本海型に属する。冬季は西高東低の冬型の気圧配置が続くが、降雪・積雪量はともに少なく、雪国新潟県にあっては、比較的穏やかな気候に恵まれている。

水利については、農業用用水は信濃川、中ノ口川、西川などから取水し、排水は大通放水路、新川、御新田放水路により日本海に排出される。

交通条件としては、北陸自動車道の三条・燕インターチェンジと上越新幹線燕三条駅の高交通拠点があり、さらに国道116号と289号、JR越後線と弥彦線がそれぞれ交差し市域の基幹的交通網をなしている。

人口は、平成12年の84,297人をピークに減少に転じ、令和6年6月現在は76,202人となっている。また世帯数は増加傾向が続いており、令和6年6月現在で31,232世帯となっている。

産業別就業人口比率は、平成27年の国勢調査では、第1次産業が4.1%、第2次産業が41.6%、第3次産業が54.3%であり、平成17年からの10年間でそれぞれ0.4%減、3.4%減、3.8%増となっている。

農業振興地域内の土地利用としては、地域面積9,150.3haのうち、農用地5,582.0ha(61.0%)、農業用施設用地が14.9ha(0.2%)、森林原野が693.3ha(7.6%)などとなっている。本市は水稻を中心に、大豆、野菜、果樹や畜産との複合経営も一部で見られる。

今後は、「持続的で元気な農業」、「食料自給率の向上」を念頭に置き、農業に関する土地利用については、農業経営基盤強化促進事業の推進により、優良農用地の集団的なまとまりを確保し、その整備・保全を図る。また、農業生産基盤や農業近代化施設の整備を図り、効率的・安定的な農業経営への誘導を図る。なお、都市化に伴う用途地域の拡大などの検討の必要がある場合は、周囲の良好な営農環境への影響などを加味し、都市整備部との計画的な調整のうえ、燕市の総合的な土地利用を踏まえ、適切な保全・誘導を図るものとする。

区分 年度	農用地		農業用施設用地		森林原野		住宅用地		商工業用地		その他		計	
	実数 (ha)	比率 (%)												
現在 (R5)	5,582.0	61.0	14.9	0.2	693.3	7.6	687.1	7.5	75.1	0.8	2,097.9	22.9	9,150.3	100.0
目標 (R5)	5,582.0	61.0	14.9	0.2	693.3	7.6	687.1	7.5	75.1	0.8	2,097.9	22.9	9,150.3	100.0
増減	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	

資料：令和5年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況をもとに算出した。

イ．農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地5,582.0haのうち、aからcに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地を除く5,013.3haについて、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地) 約 211.9ha

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位 置 (集落名等)	面 積(ha)			備 考
		農用地	森林その他	計	
信濃川河川区域	道金・八王寺	58.8	—	58.8	
中ノ口川河川区域	大曲	18.0	—	18.0	
工業適地団地	法花堂	2.8	—	2.8	
〃	野本	1.2	—	1.2	
農村工業導入地区	雀森	1.8	—	1.8	
西川河川占有地	粟生津・溝古新	10.7	—	10.7	
農村工業導入地区	笈ヶ島	3.3	—	3.3	
〃	北部	11.8	—	11.8	
信濃川占有地	横田	13.3	0.3	13.6	
信濃川占有地	熊森	13.6	0.5	14.1	
信濃川占有地	笈ヶ島	5.8	0.4	6.2	
信濃川占有地	大河津	70.8	0.1	70.9	
計		211.9	1.3	213.2	

a 集団的に存在する農地

10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く）
- ・ 区画整理
- ・ 農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く）
- ・ 埋立又は干拓
- ・ 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、床締め、切り盛り等

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 野菜や果樹等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
 - ・ 高収益をあげている野菜のハウス団地
 - ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
- ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない

(a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

該当集落数 108 該当農用地面積 229.8ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

上越新幹線、北陸自動車道等に分断された小団地で、今後農用地として存続が困難と認められる農用地
八王寺・小高・次新・関崎集落内 16.3ha

(c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地

西燕・桜町周辺、小池・柳山・道金・杉柳周辺、八王寺・大曲周辺、
佐渡周辺、東町周辺、中川周辺、次新・児ノ木周辺、灰方周辺、
小中川周辺、鴻巣集落の周辺農用地

110.7ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる比較的大規模の土地改良施設について、農用地区域を設定する。

土地改良施設の名称	位置（集落名等）	面積(ha)	土地改良事業等の種類
高木・粟生津揚水機場	粟生津	0.64	揚水機場
米納津揚水機場	米納津	0.45	揚水機場
米納津中央揚水機場	米納津	0.63	揚水機場
計		1.72	

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある別記農用地利用計画(2)用途区分に掲げるものについて、農用地区域を設定する。

12.1ha

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農業経営規模拡大を図るため、集団的農用地として開発することが相当な土地及び農用地区域内に介在するもので、一体的に保全整備を図ることが相当な土地

- ・該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

本市の農業は水稲単作が中心で、農用地面積の約 93%を水田が占め、畑・果樹は合わせても 7%に満たない。作目別に分類すると、水田単作、水稲・畑作複合、水稲・果樹複合、水稲・畜産の複合地帯に大別される。

このような現状を踏まえ、水田については基盤整備事業による大区画化、乾田化された農用地の集団化と担い手への農地集積、大型機械化一貫作業体制の推進などにより、農用地の高度利用を図る。さらに、競争力の強い売れる米づくりを進めるとともに、大豆・枝豆・長ねぎ・なす等の園芸作物の作付け拡大や安定生産などにより、収益性の高い土地利用を図る。

畑・樹園地については、施設の整備を進めるとともに、露地・施設野菜、花き、果樹の生産拡大を図り、水稲との複合経営体の育成を図る。

なお、本地域を旧市町単位である燕地区・吉田地区・分水地区の3地区に区分し方針を策定する。

区分 年度	農地 (ha)			採草放牧地 (ha)			混牧林地 (ha)			農業用施設用地 (ha)			計 (ha)			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
1 燕地区	1,582.8	1,590.5	7.7	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	5.4	5.3	△0.1	1,588.2	1,595.8	7.6	0.0
2 吉田地区	1,696.1	1,719.1	23.0	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	4.1	4.0	△0.1	1,700.2	1,723.1	22.9	0.0
3 分水地区	1,719.2	1,745.6	26.4	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	2.7	2.3	△0.4	1,721.9	1,747.9	26.0	684.0
計	4,998.1	5,055.2	57.1	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	12.2	11.6	△0.6	5,010.3	5,066.8	56.5	684.0

資料：「平成 24 年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」を基に、新潟市との境界変更による編入分等を加味し算出した。

※ 農地の将来値については、近年、農地面積が減少傾向にある中、国及び県の農用地増加方針のもと、本市においては開発行為等を用途地域内の未利用地等へ誘導する等抑制を図ること等により現状の面積を維持しつつ、県基本方針の目標年次（平成 32 年度）に向け編入を促進していくこととする。

イ. 用途区分の構想

【1 燕地区】

信濃川及び中ノ口川水系に属する左岸平坦地の農用地 1,582.8ha のうち水田 1,536.9ha は、区画整理、暗渠排水等の基盤整備事業が進行中であるが、一部ほ場の大区画や暗渠排水等の農業生産基盤の整備が実施されていない区域が存在する。その大部分は団地性のある平坦地で構成されていることから、ほ場整備事業等の農業生産基盤の整備を推進し、認定農業者等への農地集積の推進や大型機械化による作業効率の向上を図り、水田としての利用度を高めていく。

道金地内等の畑地は、作業効率や品質の向上を図りながら、今後とも畑地としての利用度を高めていく。

また、八王寺地内及び川前地内等の樹園地は、作業効率や品質の向上を図りながら、今後とも樹園地としての利用度を高めていく。

【2 吉田地区】

西川水系に属する右岸平坦地の農用地1,696.1ha のうち水田約 1,666.8ha のほとんどは既に区画整理、暗渠排水等の基盤整備事業が完了または実施中であり、本町地区は平成 24 年度からほ場整備事業に着手している。地区の大部分は団地性のある平坦地で構成されており、担い手への農地集積や大型機械化に対応する条件を備えていることから、水田としての利用度を高めていく。

約 20ha の畑地は、作業効率や品質の向上を図りながら、今後とも畑地としての利用度を高めていく。

【3 分水地区】

信濃川及び西川水系に属する平坦地の農用 1,719.32ha のうち水田約 1,650.9ha のほとんどは既に区画整理、暗渠排水等の基盤整備事業が完了または実施中である。地区の大部分は団地性のある平坦地で構成されており、担い手への農地集積や大型機械化に対応する条件を備えていることから、水田としての利用度を高めていく。

約 60ha の畑地は、作業効率や品質の向上を図りながら、今後とも畑地としての利用度を高めていく。

ウ. 特別な用途区分の構想

特になし。

2 農用地の利用計画

別紙のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農用地は水田が約93%を占め、その大半が傾斜度1/300未満の平坦地であり、一団地当たりの面積で200ha以上の団地性をなしている。

国営かんがい排水事業や県営かんがい排水事業により、農業生産基盤施設の整備が行われてきたが、施設の老朽化による機能の低下がみられるため、農業農村整備事業や多面的機能支払交付金等を有効活用しながら農業生産基盤及び農村環境基盤の整備を推進する必要がある。また、現在国営新川流域土地改良事業が進められており、燕市を含めた西蒲原地区全体の排水改善が進められている。

土地基盤整備状況は、明治から昭和40年代にかけて実施された区画整理事業により10～30アール区画に整備されてきたが、老朽化した施設の更新や排水不良の改善、大型機械化作業に対応するため、ほ場の再整備が進められている。現在、1ヘクタールのほ場を基本とする県営ほ場整備事業が松橋地区、米納津佐渡山地区、富永吉栄地区、潟地区、平野新地区等で実施中である。農業生産基盤の整備が進むことにより、作業効率の改善が図られるとともに、そこで生産される農作物の品質向上や収量の増加も見込めることから、農家経営の安定化にも結び付くことになる。更には、地域営農の中心となる経営体への農地集積が進むことで、優良農地を将来にわたって確保保全する体制が整うことになる。

【1 燕地区】

燕地区では、ほ場整備をはじめとする農業生産基盤整備が実施されているが、約半数の農用地で大区画や農業用施設の更新が進んでいない。このため、営農条件の改善を図るため農業生産基盤の整備を促進し、大型機械化への対応、優良農地の確保、耕地利用率の向上、担い手の確保育成と農地集積に重点を置いた、計画的な農業生産基盤の整備に努める。

県営ほ場整備事業により松橋地区で整備が進められている。また、小池地区の未整備地区においても、基盤整備事業によるほ場の大区画化や用排水施設の改良を図る必要がある。市街地縁辺部については、排水施設等の整備による排水対策を行い営農条件の改善と作物の品質向上を図る。

【2 吉田地区】

吉田地区では、大半の農用地では場整備が完了しており、農業生産基盤の整備率は高い。しかし、一部の未整備地区においては昭和 30～40 年代に整備された農業用施設の老朽化が進んでいることから、その長寿命化対策を行うとともに、更に大規模な 2 次的整備を推進し営農条件の改善を図る必要がある。農道については、国道や県道にアクセスする利便性の高い施設として整備が完了しているが、一部で狭隘な農道も残っているため、更なる整備が必要である。

米納津佐渡山地区は、平成 30 年度に県営ほ場整備事業に着手し整備が進められている。また、富永吉栄地区については、ほ場の大区画化等により担い手への農地集積の促進を図る必要があるとし、令和 2 年度に事業採択された。市街地縁辺部については、排水施設等の整備による排水対策を行い営農条件の改善と作物の品質向上を図る。

【3 分水地区】

分水地区では、大半の農用地では場整備が完了しており、農業生産基盤の整備率は高い。しかし、一部の未整備地区においては昭和 30～40 年代に整備された農業用施設の老朽化が進んでいることから、その長寿命化対策を行うとともに、更に大規模な 2 次的整備を推進し営農条件の改善を図る必要がある。農道については、国道や県道にアクセスする利便性の高い施設として整備が完了しているが、一部で狭隘な農道も残っているため、更なる整備が必要である。

県営ほ場整備事業により潟地区、平野新地区で整備が進められている。市街地縁辺部については、排水施設等の整備による排水対策を行い営農条件の改善と作物の品質向上を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
国営かんがい排水事業	排水機場 2ヶ所	新川流域	19,778	—	H18～H30
	自然排水樋門 1ヶ所 排水機場 4ヶ所 排水路 3,800m	新川流域 2期	19,535	—	H26～R10
県営用排水施設整備事業	頭首工 2ヶ所 排水機場 7機	西蒲原 2期	7,486	1	H24～H30
県営かんがい排水事業 (西蒲原排水第 1～4 期地区)	排水路 1,528m	長崎幹線排水路	106	2	S62～R8
	排水路 3,354m	小池排水路	397.5	3	S62～R8
	排水路 1,375m	御新田 2 号排水路	163.9	4	S62～R8
	排水路 1,046m	御新田 3 号排水路	274.8	5	S62～R8
	排水路 2,371m	矢作排水路	380.5	6	S62～R8

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
	排水路 1,535m	佐善 1号排水路	204.3	7	S62~R8
	排水路 1,745m	深通排水路	138.2	8	S62~R8
	排水路 1,500m	矢川排水路	219.2	9	S62~R8
	排水路 830m	佐渡山排水路	271.4	10	S62~R8
	排水路 2,852m	西大通川排水路	373.5	11	S62~R8
	排水路 1,907m	吉田排水路	103.8	12	S62~R8
	排水路 1式	旧吉田排水路	104.3	13	S62~R8
	排水路 2,621m	荒井川下流部排水路	235.9	14	S62~R8
	排水路 2,603m	荒井川上流部排水路	198.6	15	S62~R8
	排水路 5,400m	新木山川排水路	622.1	16	S62~R8
	排水路 1,549m	津雲田排水路	248.8	17	S62~R8
	排水路 500m	田中排水路	213	18	S62~R8
	排水路 2,200m	大通川排水路	486.8	19	S62~R8
県営かんがい排水事業	排水路 4,308m	大河津	1,277	20	H26~R10
県営ほ場整備事業	区画整理 71ha	潟	71	21	H20~R3
	区画整理 88ha	潟 4期	89	22	H19~R6
	区画整理 197ha	潟 5期	197	23	H20~R7
	区画整理 32ha	羽黒	32	24	H17~H29
	区画整理 47.7ha	羽黒 2	47.7	25	H18~H29
	区画整理 140.3ha	小中川	140.3	26	H19~H30
	区画整理 206.5ha	小吉	206.5	27	H19~R2
	用排水路施設整備 36,135m	長所	135.2	28	H22~R2
	区画整理 86.2ha	花見	86.2	29	H23~R1
	区画整理 83ha	本町	83	30	H24~R4
	区画整理 137ha	富永吉栄	137	31	R3~R11
	区画整理 192.2ha	打越	192.2	32	H27~R9
	区画整理 102.9ha	米納津佐渡山	102.9	33	H30~R8
	区画整理 68ha	松橋	68	34	R2~R9
	区画整理 84ha	平野新 1期	84	35	R2~R10
	区画整理 69ha	平野新 2期	69	36	R4~R10
区画整理 56ha	鴻巣	56	37	R11~R19	
団体営ほ場整備事業	区画整理 113.3ha	分水西部	113.3	38	H30~R7
多面的機能支払交付金事業	地域資源の保全、質的向上、施設の長寿命化の活動	燕市内	4,795.5	—	R4~R8

農業生産基盤整備開発計画図（付図2号） 別添

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

4 他事業との関連

県の定めた「新潟県農業振興地域整備基本方針」、市の定めた「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」、「燕市農業農村整備事業管理計画書」、「燕市農業・農村振興計画」、「燕市農村振興基本計画」、「燕市農業再生協議会水田フル活用ビジョン」、「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」と整合を図りながら整備を推進する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

将来にわたって農業の振興を図り、農業者が持続的な営農活動を行うには、その基盤である農用地の荒廃を防止し機能を確保していかなければならない。農用地は、安心して豊かな食料を安定的に供給する機能とともに、農業生産活動が継続されることによって生じる多面的機能も併せ持っている。農地保全のための施設整備と農地集積、計画的な土地利用を進めることにより、既存の農用地を営農に適した良好な状態で維持する必要がある。

近年、都市化に伴う都市排水の流出量の増加や集中豪雨による農用地の湛水被害が見受けられる。また、施設の老朽化等により機能低下の著しい施設も増加傾向にあるため、かんがい排水事業等による排水機能の向上と湛水防止が必要である。

農用地の高生産性、作業効率の向上並びに不作付地の解消を図るためには、ほ場整備事業等の実施による担い手への農地集積や経営規模の拡大などを進める必要がある。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	面積 (ha)		
県営地盤沈下対策事業	機場更新改修 3ヶ所 頭首工 2ヶ所	西蒲原	7,486	①	H13～H25
	揚水機場 3機 排水機場 4機 頭首工 2機	西蒲原2期	7,486	①	H24～H30
県営ため池等整備事業 (農業用河川工作物等応急対策事業)	機場撤去工 1式	六ヶ江第2	625	②	H26～R1
	樋管撤去工 1式	笹曲	0	③	H26～R1
	樋管補修工 1式	中島	119	④	R2～R3
	取水ゲート工 1式	西川注水	10,212	⑤	R3～R7
	水門 1箇所	町軽井	473	⑥	R7～R9
	樋管内面更生 1式	本所宮小路	20	⑦	R6～R7
村づくり交付金事業	ため池ブロック護岸・樋管工 1式	国上	1.7	⑧	H20～H28

団体営水利施設保全高度化事業	揚水機場 電気設備補修工事 1 式	西蒲原燕 1	973	⑨	R6～R6
団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業	揚水機場 電気設備補修工事 1 式	西蒲原燕 2	1,235	⑩	R6～R6

農用地等保全整備計画図（付図 3 号） 別添

3 農用地等の保全のための活動

農業者の高齢化、担い手不足などから耕作放棄地の発生が予想されるが、市が策定した「人・農地プラン」に基づき生産組織や認定農業者等への農地の集積を進めるとともに、農業委員会による農地パトロールや広報活動により、耕作放棄地の発生防止に努める。農業生産基盤の整備された地区においては、新規需要米や園芸作物の導入などによる農用地のフル活用を図る。

また、農業従事者の高齢化や都市と集落の混在化により農用地及び農業用排水施設等の適切な管理が困難になってきていることから、多面的機能支払交付金等を活用し、地域における共同活動・向上活動により農用地の保全及び農業用施設等の維持管理と長寿命化を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

「人・農地プラン」等に基づき、地域合意による担い手を明確化し、その経営規模の拡大を図るとともに集落または複数の集落による営農体制の整備（担い手を中心とした集落経営体への誘導等）を推進する。特にほ場整備事業実施地区においては、経営体育成等促進計画の目標を達成するため、担い手（認定農業者、法人化を目指す農業生産法人）への農地集積など、農業経営基盤強化促進事業等により農用地の流動化を進めるとともに農作業の受委託を推進し、経営規模拡大と効率的な土地利用を推進する。

安定的な農業所得の確保と農業経営を維持確保するため、経営所得安定対策等の事業を活用するとともに、ブランド作物（枝豆・長ねぎ・なす等）の作付拡大による複合経営の推進を図る。また、農産物の加工や直売を行うなど多角的な営農を支援する。

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成 (ha, 頭)	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
個人経営	水稲（土地利用型）	15.0	水稲 10.5 加工用米 4.5	177	2,655.0
	水稲＋施設野菜	8.9	水稲 6.2 加工用米 2.4 野菜 0.6	25	222.5
	水稲＋露地野菜	12.8	水稲 9.0 加工用米 1.8 野菜 2.0	35	448.0
	水稲＋果樹	6.1	水稲 4.3 加工用米 0.6 日本なし 0.6 西洋なし 0.6	11	67.1
	水稲＋花き	8.8	水稲 6.2 加工用米 2.5 花き 0.1	20	176.0
	水稲＋加工	9.6	水稲 6.7 加工用もち米 2.9	2	19.2
	水稲＋いちご	9.8	水稲 6.9 加工用米 2.7 越後姫 0.2	2	19.6
	水稲＋酪農	3.0	水稲 2.1 加工 0.9 経産牛 40	3	9.0
	酪農	—	経産牛 45	2	—
	水稲＋養豚	5.0	水稲 3.5 加工用米 1.5 養豚（雌） 80	4	20.0

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成 (ha, 頭)	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
	養豚	—	種雌豚 140	2	—
組織経営	水稲（土地利用型）	46.0	水稲 32.2 加工用米 1.8 大豆 12.0	14	644.0
	水稲＋加工野菜 （土地利用型）	42.0	水稲 29.4 加工用米 8.6 加工野菜 4.0	1	42.0
	水稲＋農産加工	26.0	水稲 18.2 加工用米 7.8	1	26.0
	水稲＋露地野菜	37.0	水稲 25.9 加工用米 6.1 露地野菜 5.0	1	37.0

資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア．燕地区

燕地区では、ほ場整備をはじめとする農業生産基盤整備が実施されているが、約半数の農用地で大区画や農業用施設の更新が進んでいない。

今後は、ほ場整備事業や農業用排水施設の整備を行うことで営農コストの低減と効率化を図りながら、認定農業者の確保育成と集落合意による集落営農組織（生産組織の法人化）への誘導を図っていく。また、それにより育成された担い手へ整備された農用地の集積を進めることにより、経営の安定化と農用地の効率的かつ効果的な利用を推進する。

イ．吉田地区

吉田地区では、大半の農用地ではほ場整備事業が完了しており、農業生産基盤の整備率は高い。しかし、一部の未整備地区においては昭和 30～40 年代に整備された農業用施設の老朽化が進んでいることからその長寿命化対策を行う必要がある。

今後は、整備された農用地を有効活用するため、認定農業者の確保育成と集落合意による集落営農組織（生産組織の法人化）への誘導を図

っていく必要がある。

また、稲作と施設園芸の複合化を図ることにより、経営の安定化と農用地の効率的かつ効果的な利用を推進していく。

ウ. 分水地区

分水地区では、大半の農用地では場整備事業が完了しており、農業生産基盤の整備率は高い。しかし、一部の未整備地区においては昭和 30 から 40 年代に整備された農業用施設の老朽化が進んでいることから、その長寿命化対策を行う必要がある。

今後は、整備された農用地を有効活用するため認定農業者の確保育成を行うとともに、農業生産法人の経営の安定化を図るため、集落合意による農地利用集積の促進と農用地の効率的かつ効果的な利用を推進していく。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農用地等の流動化

農業従事者の高齢化と農業後継者の不足による農用地の流動化に対応する必要がある。そのため、農地保有合理化事業等を活用しながら農用地の団地化等を推進し、担い手農家が効率的な農業経営が行えるよう農用地の所有者と利用者間の合意形成を図っていく。

(2) 農作業の受委託

生産コストの低減を図るため、農作業の受託者である認定農業者等が農作業を効率的に行うことができるような条件整備を行う。

(3) 農作業の共同化

農業機械の大型化に伴い、機械の維持管理に係る経費が増大し農家経営を圧迫していることから、認定農業者等を中心とした共同作業組織の育成や農作業の共同化を促進する。

(4) 農業生産組織

農業生産組織は、集落営農を展開する重要な担い手として位置づけ、その設立、育成、経営発展などを支援する。その際には、地域営農の主体となる認定農業者等をリーダーとし、集落の労働力構成、機械所有、生産基盤の整備状況、集落環境等を考慮しながら、兼業農家を含めた集落営農の組織化を図っていく。

(5) 地力の維持増進

農用地の集団的な利用を行いながら、有機質肥料の施肥と土壌診断等に基づく適正施肥による環境に配慮した土づくりを推進し、安全安心な農産物の生産と農業の自然循環機能の維持増進を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本地域における農業生産は水稻を基幹として、これに地域の実情に応じて果樹、畜産、野菜等を組合せた複合経営の形態で発展している。一方農業生産を担う農業担い手の状況は、高齢化と併せて社会的、経済的条件の変化に伴い減少傾向にあり、今後一層深刻化するものと考えられる。

このような農業情勢に対応しながら本地域の農業を安定した食糧生産基地として育成し、生産性の高い農業経営を実現するには、今後の農産物の需要の動向を見極め、良質米・良食味米生産とその生産流通体制の合理化を推進するとともに、果樹、野菜、畜産等の生産振興及び稲作との複合経営を推進する必要がある。

このため、ほ場整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、大豆共同乾燥調製・貯蔵施設、野菜集出荷施設、農産物を加工・販売するための作業場や直売所等、農業近代化施設の有効な利活用や設置を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者が経営発展を図っていくために必要な条件整備を図る。

なお、既存の農業近代化施設整備については必要に応じて耐震化・長寿命化を考慮した修繕を行い、その安全性と生産性を確保する。

・ 水稻（米）

本地域の農家にとって水稻は基幹となる作目であり、自然的条件から農業における基幹作物としての地位は将来とも変わらない。このため、整備された農業生産基盤に立脚して安定的な稲作の促進に積極的に取り組み、市場性を考慮しながら良質品種の集団栽培を推進し、生産性、収益性の向上を図る。一方生産手段については、集落又は認定農業者等を中心とした組織化を誘導し、大型機械の導入による機械化一貫体系を実現し、生産コストの低減を図る。

・ 大豆

土地利用型複合経営の主要作物として位置づけ、実需者ニーズに即した高品質生産に向けた組織化・団地化を推進するとともに大型機械の導入による機械化一貫体系を整備する。また、必要に応じ乾燥調製施設等を計画的に整備する。

・ 果樹

本地域の果樹地帯は古くから日本なし・桃等の生産が行われ発展してきた。今後、種類に応じた奨励適地を設定し、これに対応した指導を行い、団地化を推進するとともに、品種統一、機械化、省力化を推し進め労働生産性の向上と新技術による安定生産を図る。また流通面については品質の平準化と集出荷の組織体制を整備するとともに拠点的に選果機並びに集出荷場を設置し、市場競争に対抗できる産地の育成を図る。

・野菜

本地域の野菜生産は市場委託販売がほとんどであるが、一部契約栽培も行っている。今後の振興の方向としては、ブランド化や特産品化を促進し、共選・共販体制の確立、生産組織の再編整備を行うとともに共同育苗等による高位平準化を図ることで、生産農家の経営安定を図る。また、地産地消や新規市場の拡大に必要な施設整備を行う。

・畜産

本地域の畜産は、豚、乳牛、鶏であるが、養豚を中心とした複合営農部門として位置づけ、飼養管理設備等の整備を図るとともに、衛生管理の徹底を図る。また、耕蓄連携による資源循環型農業推進のための施設等の整備に努める。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図 番号	備 考
		受益地区	面積(ha)	受益戸数(戸)			
該当なし	—	—	—	—	—	—	—

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

認定農業者を中心とする担い手への制度資金の融通と地域農業の改革に必要となる施設整備を行う。また、地域の合意形成に基づいた営農組織の育成と法人化及び、農作業受託組織の育成を図るとともに必要となる農業機械・施設等の整備について支援する。

新規就農者が技術習得や経営開始するため必要な資金の融通等を支援する。また女性の主体的な参画を促進するため、直売所や農産加工等の施設整備や高齢者能力活用の環境づくりを推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし	—	—	—	—	—

3 農業を担うべき者のための支援の活動

効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、「人・農地プラン」に基づき意欲と能力のある新規就農者や農業後継者が幅広くかつ円滑に農業に参入できるような相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

就農や経営発展のための各種情報提供については、関係機関と連携し就農相談や情報提供体制を充実し、就農希望者への相談活動を促進する。

次世代の農業担い手への支援活動として、小・中学生等への農業に関する理解と関心を高めるために、小中学校と連携した「食と農業に関する教育」の活動、農業体験学習等の取組を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、洋食器・金属加工などの製造業が地場産業として発達しており、農業従事者の就業状況にもこの傾向が現われている。この特性を考慮し、今後の業種別就業者を設定する。なお、本市における出稼ぎ、日雇・臨時雇用の不安定兼業農家率は15%であるが、農業従事者の安定的な就業を促進するため、不安定兼業農家の恒常的勤務への移行を図る。

(単位：人)

区分		従業地								
I	II	燕市内			燕市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的 勤務	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	4	0	4	0	0	0	4	0	4
	建設業	39	8	47	54	4	58	93	12	105
	製造業	306	19	325	54	8	62	360	27	387
	電気・ガス・水道業	4	0	4	4	0	4	8	0	8
	情報通信業	0	0	0	8	0	8	8	0	8
	運輸業	23	0	23	12	0	12	35	0	35
	卸売・小売業	58	4	62	19	0	19	77	4	81
	金融・保険業	12	0	12	8	4	12	20	4	24
	不動産業	4	0	4	0	0	0	4	0	4
	飲食店・宿泊業	0	0	0	4	0	4	4	0	4
	医療・福祉業	4	0	4	0	0	0	4	0	4
	教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス業	47	0	47	12	8	20	59	8	67
	複合サービス業	19	0	19	27	0	27	46	0	46
	公務	39	4	43	31	0	31	70	4	74
計		559	35	594	233	24	257	792	59	851
自営業		216	16	232	19	0	19	235	16	251
出稼ぎ		4	4	8	0	0	0	4	4	8
日雇・臨時雇		113	8	121	62	8	70	175	16	191
総計		892	63	955	314	32	346	1,206	95	1,301

※H23 基礎調査（アンケート結果）をもとに、将来の兼業農家数（1,301 戸）を等分比率で算出した。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市において農業従事者の安定的な就業の促進を図るために、ほ場整備等により農業生産の基盤を整えて農用地の流動化を図りながら、農業の6次産業化の推進や外部との交流促進など新たな雇用の創出や、地域の特性に合った企業の計画的な誘導等を進める。

また、農業者の就業意向を把握しながら公共職業安定所や商工会などとの連携による雇用情報の提供、シルバー人材センターの活用などにより安定的な雇用の促進を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村における都市化の進行と産業構造の変化に伴い、非農家数の割合は年々高まりつつある。一方、農家においても兼業化が進み、住民の職業や生活意識の多様化がみられる。また、農業従事者の高齢化とともに男性農業専従者のいる農家及び基幹男子専従者（中核農家）が減少しており、農業農村をめぐる環境は厳しさが増加している状況である。

このような中で、担い手を確保育成し、生産性の高い農業構造の実現を図るためには、意欲ある専業農家と兼業農家との間の連帯感の醸成を図りつつ、農業生産基盤の整備と併せて生活環境の整備等集落における定住環境の整備を一体的に進めることが重要となっている。

このため、地域住民の合意のもと、地域の安全性、保健性、利便性、快適性、文化性の現況・課題に配慮しながら、集落における生活関連施設の整備充実を進め、生活環境の向上を図る。

ここでは「多面的機能支払交付金事業」により、農家だけでなく地域ぐるみで農業施設や地域の自然・景観の維持を図るとともに、基盤整備促進事業等を活用し、農村の健全な発展によって望ましい農業経営体の育成に資するよう努める。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
集落排水路（村づくり交付金事業）	荒井川排水路 L=782m	小高	①	H20～H24
集落排水路（村づくり交付金事業）	小池排水路 L=970m	小池	②	H20～H24
集落排水路（村づくり交付金事業）	深通排水路 L=958m	西燕町	③	H20～H24
集落排水路（村づくり交付金事業）	横地排水路 L=354m	横地	④	H20～H24
集落道（村づくり交付金事業）	国上集落道 L=724m	国上	⑤	H20～H27
集落道（村づくり交付金事業）	国上連絡道 L=1,208m	国上・長辰	⑥	H20～H27
集落排水路（村づくり交付金事業）	太田前排水路 L=1,035m	太田・国上・中島	⑦	H20～H24
集落排水路（村づくり交付金事業）	長崎第3号排水路 L=602m	長辰	⑧	H20～H22
集落排水路（村づくり交付金事業）	谷地排水路 L=252m	砂子塚	⑨	H20～H24
集落排水路（村づくり交付金事業）	御見分排水路 L=568m	横田	⑩	H20～H24

生活環境施設整備計画図（付図6号） 別添

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

継続または計画中の農業農村整備事業等との関連に留意し、緊密な調整を図りながら集落の生活環境の整備を図る。
震災等の自然災害に強い施設整備を前提とし、適切な点検と必要に応じた改修により施設の長寿命化を図る。

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア. 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地、ならびにこれら土地以外の土地であって現況（平成 24 年 1 月 1 日）宅地、雑種地、境内地、墓地、鉄塔敷地、河川敷地、鉄道、国道、県道、市道及び池沼を除いた土地を農用地区域とする。

区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
1-A 小池 ①	中ノロ川右岸、三条市、燕市との市界の接点より、同境界線に沿って旧南蒲原郡栄町との市町村境界線の接点。同接点より同境界線に沿って中ノロ川右岸との交点・同交点より中ノロ川右岸に沿って、三条市、燕市との接点を順次結ぶ線で囲まれた区域。	○八王寺字地内、水道橋と中ノロ川右岸の接点より下流の右岸、三条市・燕市との市界の接点、同接点より同境界線に沿って八王寺字新野 3127 番外側の接点、同接点より八王寺字新野 3207・3200 番、八王寺字荒所 2517 番、八王寺字反中 2383・2378・2362・2365・2279・2278・2285 番の外側をそれぞれ結び、八王寺地内、水道橋の接点までの線で順次囲まれた区域の土地。 ○道金字榎島・字前野・字荒処・字万代島の河川敷地、但し、道金字榎島 3059-1・3023-2・3022・3012-1・3014・3012-2・2958-1・2913・2940・3001-1・3047・2990・2998・2999・3050-1・3054・3057-1・3059-1 番を結び、囲まれた河川敷地の土地を除く。 ○八王寺字反中 2330-3 番。 ○八王寺字反中 2329-2 番。 ○八王寺字反中 2329-1 番。 ○道金字榎島 2924 番。	
1-A 小池 ②	旧分水町・旧燕市との境界の接点より小池用水路に沿って大曲用水路との交点、同交点より同用水路に沿って市道八王寺大曲 163 号線との交点、同交点より同線に沿い中ノロ川との接点同接点よ	○道金字屋敷付 146 番外側と小池用水路の接点より、同用水路に沿い、大曲用水路との交点・同交点より同用水路に沿って市道八王寺大曲 163 号線との交点、同交点より同線に沿い中ノロ川左岸との接点、同接	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
	<p>り、中ノ口川左岸に沿い旧分水町境界線との接点同接点より、同境界線に沿い小池用水路交点で順次結び囲まれた区域</p>	<p>点より中ノ口川左岸に沿って旧分水町境界線との接点、同接点より同境界線に沿って道金字前野 2735-1 番外側の接点、同接点より道金字前野3217・3229番、道金字土手外 2581・2676番、道金字女郎島47・42・27番小池字女郎島 1133・1014・553 番の外側を線で結び、同線と小池用水路の接点とに順次囲まれた区域の土地、小池字女郎島 971・972・973・974・975・976番。</p> <p>○道金字戌ノ明新田 2676・2681-2番。</p> <p>○道金字荒処のうち 2483番より 2503・2505・2506-2・2507-1・2511・2512番。2515番より 2535番、3327・3328・3329番、3334番より 3354番、3394番より 3407番。道金字申ノ明のうち 2536番より、2547-4番、2548・2549-2より 2549-5番。2565-1より2565-3番 2550・2567番は除外せず農用地とする。</p> <p>○小池字女郎島 979・980・981・982・983・984・985・986・987・993・994・995・996・997・998・999・1000・1001・1002・1003・1004・1005・1006・1007・1008・1009・1010・1011・1012・1013・1014・1015・1016・1017・1018・1019・1020・1021・1022・1023・1024・1025・1026・1027・1028・1029・1030・1031・1032・1033・1034・1035・1036・1037・1038・1039・1040・1041・1042・1043・1044・1045・1046・1047・1048・1049・1050・1051・1052・1053・1054・1055・1056・1057・1058・1059・1060・1061・1062・1063・1064・1070・1071・1072・1076・1077・1078・1079・1080・1081・1082・1083・1084・1085・1086・1087・1089・1090・1091・1092・1093・1094・1095・1096・1097・1098・1099・1100・1101・1102・1103・1104・1105・1106・1107・1108・1109・1110・1111・1112・1113、柳山字前畑 145・146・147・148・149・150・151・152・153・154・155・156、杉名字大割 908-1・908-2、小池字女郎島 926・927・928・929・930・931・932・933・934・935・936・937・938・939・940・941・942・943・944・945・</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		946・947・948・949・950・951・952・953・954・955・956・957・958・959・960・ 961・962・963・964・965・966・967・968・969・970・977・978 番。 ○柳山字前畑 1047・1048・1049・1050 番。 ○杉柳字杉柳 1708-3・1709-1・1709-2 番。 ○道金字荒処 2531、2532 番。	
1-A 小池 ③	旧分水町・旧燕市との境界線と県道燕地藏堂線の交点より同線に 沿い、県道三条八王寺線との接点、同接点より同線に沿い八王寺 橋の接点。同接点より中ノ口川左岸に沿って八王寺地内燕市水道 橋との接点、同接点より市道八王寺大曲 163 号線に沿って大曲用 水路との交点。同交点より同用水路に沿って小池用水路との接点、 同接点より同用水路に沿って旧分水町境界線の接点とに順次結び 囲まれた区域。	○旧分水町・旧燕市との境界線と県道燕地藏堂線の交点より同線に沿 い、県道三条八王寺線との接点、同接点より同線に沿い八王寺橋の接 点、同接点より中ノ口川左岸に沿って八王寺地内燕市水道橋との接点、 同接点より、市道八王寺・大曲 163 号線に沿って八王寺字苗代 1293 番、八王寺字中田 1605・1609 番、八王寺字江西 1739・1749・1759 番、 道金字中曾根 943・931・868・873・811・795・737・756・757・749・744 番、 道金字屋敷付 508 番のそれぞれ外側を結ばれた線と、小池用水路の接 点、同接点より用水路に沿って旧分水町境界線との交点までを順次結ん で囲まれた区域の土地。 ○八王寺字中田 1609 番、大字道金字中曾根 736 番、大字道金字屋敷 付 461・473-1・512-2・512-4・512-5・512-6・368-2 番。 ○道金字屋敷付 380-1・381・385-5・441-1 番。 ○八王寺字苗代 1293 番。 ○道金字屋敷付 375・376 番。 ○道金字荒処 2482・2483・2543-1 番。 ○道金字屋敷付 458 番。 ○道金字屋敷付 385-1 番。 ○道金字屋敷付 383 番。 ○道金字屋敷付 512-1 番。 ○道金字屋敷付 507・508・509 番。	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
1-A 小池 ④	<p>県道三条八王寺線と中ノロ川・八王寺橋接点より、同線に沿い、県道燕地蔵堂線の接点、同接点より同線に沿い大曲字川原 4332-3番との接点、同接点より大曲字川原 4332-1番との外側で結ばれた線の中ノロ川左岸の接点、同接点より中ノロ川左岸に沿い、県道三条八王寺線の交点を順次結び囲まれた区域。</p>	<p>○県道三条八王寺線と中ノロ川・八王寺橋接点より同線に沿い、県道燕地蔵堂線の接点、同接点より同線に沿い、大曲字川原 4378 番外側との接点、同接点より大曲字砂押 2969・2973・3002・3023・3050・3073・3100・731 番、八王寺字大割 657・666-1・570-1 番、八王寺字芋畑割 483・505・353・329・344・348・352・506 番、八王寺字孤塚 526・280・288-1 番、大曲字砂押 244-2・236・235・232・3136・3133・2969 番、大曲字川原 4378・4332-3・4332-1 番のそれぞれ外側で結んだ線と、中ノロ川左岸との接点、同接点より同左岸に沿い県道三条八王寺線、中ノロ川・八王寺橋との接点までを順次結び囲まれた区域の土地。</p> <p>○大曲字砂押 3018・3019・3020 番、2986・2987・2988・2989・2990・2991 番の区域。</p> <p>○八王寺字芋畑割 355-1・355-2 番、八王寺字大割 705・706-1・706-2・707-3 番。</p> <p>○大曲字砂押 3015・3016・3017-1・3017-2・3021・3022・3023・3024-1・3024-2・3024-3・3025-1・3026-2・3027-2・3028・3029・3030・3032・3034-1・3355・3356・3357・3358・3359・3360・3361・3362・3363・3364・3365・3366・3367・3368・3369・3370・3371・3372・3373・3374・3375・3376・3377・3378・3379・3380・3381・3382・3383・3384・3385・3386-1・3386-2・3387 番、3098-2・3099・3002-2・3388-2・3388-3・3388-4・3394-1・3394-2 番</p> <p>○大曲字砂押 2997・2998 番</p> <p>○八王寺字大割 703・704-1・704-2 番</p> <p>○大曲字砂押 3002-1・3003・3004・3005・3006・3007・3008 番</p> <p>○大曲字砂押 2995 番・ 2996 番</p> <p>○八王寺字大割 695・696・697-1・701-2・701-3・701-10・702-1・698-1</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>番</p> <p>○八王寺字芋畑割 351-1</p> <p>○大曲字砂押 3133・3134・3135・3136・3137・3138・3139・3140・3141・3142・3143・3144・3145・3146・3147-1・3148-1・3149・3150・3151・3152・3153・3154・3155・3156・3157-1・3157-2・3159・3160・3161・3162・3163</p> <p>番</p> <p>○八王寺字狐塚 709-2・710-2・710-3・711-2・711-3・711-4・712-2 番</p> <p>○大曲字砂押 3009 番</p> <p>○主要地方道燕分水線と市道八王寺大曲河原線との交点より同市道に沿って県道三条八王寺線との交点、道県道に沿って中ノ口川(水際線)との交点、道水際線に沿って主要地方道燕分水線との交点を順次線で結び囲まれた区域の土地のうち、大曲字河原 4187-2・4193-1・4194-3・4195-1・4209-2・4209-3・4211-1・4219-3・4227-2・4250-1・4314-1・4314-2・4317-3・4325-1・4368-4 番を除いた土地。</p>	
1-A 小池 ⑤	<p>県道燕地藏堂線と旧分水町・旧燕市の境界線との交点より同境界線に沿って小池字八人切 5319 番外側との接点同接点より小池字上通 3291 番、柳山字裏畑 1243・2026・2005・2003 番、杉名字杉名 458・4 59・454 番、蔵関字江西 248・250・251 番、杉柳字杉柳 949 番、小関字大通 539・454 番の外側を結んだ線に沿い、小池排水路との接点、同接点より同排水路に沿い蔵関字江東 190・85 番、大曲字曾根 63・666・668-2・707・436・448・446・437・431・428・429 番の外側を結んだ線と市道八王寺大曲 163 号線の接点、同接点より同線に沿い大曲字居付 2656 番外側の接点、同接点より大曲前田排水路に沿い県道燕地藏堂線との交点同交点より同線に沿い旧分水町・旧燕市との境界線の交点を順次線で結び囲まれた区域</p>	<p>○県道燕地藏堂線と旧分水町・旧燕市の境界線との交点より同境界線に沿い小池字上通 4357 番外側との接点、同接点より小池字上通 4361・4362・4348・4311 番、小池字中通 4252・4219・4218・4226・4113・4122・4200・4202・4204・4183・4156 番、小池字下通 3004・2976・2981・3089・3093 番、柳山字裏畑 1168・1585・1580 番、杉名字杉名 178・211・523 番、杉柳字杉柳 668・668・551・550・546・492・491・488 番、大曲字曲戸 511 番外側を結んだ線と小池排水路との接点、同接点より同排水路に沿い道金字沢田 1782 番外側との接点、同接点より杉柳字杉柳 456・455・429・195・147・144・140 番、金字沢田 1155・1153・1152・1150・1132・1135・1115 番、八王寺字江西 1771・1777 番外側で結ばれた線と小池排水路との接点、同接点より排水路に沿い、八王寺中田 1575 番外</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>側との接点、同接点より八王字苗代 1281・1286・1285・1282 番、大曲字居付 2464 番、八王寺字曲戸 1810 番の外側で結ばれた線と市道八王寺大曲 163 号線との接点、同接点より同線に沿い大曲前田排水路との交点、同交点より同排水路に沿い県道燕地藏堂線との交点、同交点より同線に沿い旧分水町・旧燕市の境界線の交点を順次線で結び囲まれた区域の土地。</p> <p>○杉柳字杉柳 949・951 番、蔵関字江西 226・233 番、杉柳字杉柳 246・250・251 番の外側を直線で結び囲まれた区域の土地。</p> <p>○小池字八人切 5383・5364・5365・5366・5367 番、小池字中通 4226・4227・4218・4219 番、柳山字裏畑 1639・1635 番、杉柳字杉柳 147・455・450 番、道金字沢田 1166・1172・1108・1109 番、八王寺字中田 1576・1556・1547・1511・1510・1509・1508・1507・1542・1543・1544・1513・1514 番、八王寺字曲戸 1811・1812・1842 番、小関字大通 440・439 番、大曲字曾根 668-2・840-1・843-1・844-1 番、道金字沢田 1097・1098・1099・1100・1101・1102・1103・1104 番、八王寺字江西 1771・1772・1773 番、杉名字杉名 177・178・179-1・509-1・510-1・519・520-1 番、柳山字裏畑 1580・1581-1・1582-1・1584-1・1585-1 番、大曲字曾根 428・429・430・431 番。</p> <p>○小池字下通 2976・2977-1・977-2・2978・2979・2980・2981・2982・2983・2984・2985・2986・2987・2988・2989・2990・2991・2992・2993・3004・3005・3006・3007・3008・3009・3010・3011・3012・3013・3014・3015・3016・4142・4143・4144・4145・4146・4147・4148・4149・4150・4151・4152・4153・4154・4155・4156・4158・4159・4160・4161・4162・4163・4164・4165・4166・4169・4170 番、小池字中通 4167・4168 番。</p> <p>○杉柳字杉柳 893-1・894-1 番。</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>○大曲字曾根 446 番。</p> <p>○大曲字曾根 448 番。</p> <p>○杉柳字杉柳 886-1・889-1・890-1・891-1・892-1 番。</p> <p>○杉柳字杉柳 148・149・150 番。</p> <p>○杉柳字杉柳 143・144-1 番。</p> <p>○杉柳字杉柳 449 番。</p> <p>○大曲字曾根 667・665・666 番。</p> <p>○大曲字曾根 669 番。</p> <p>○蔵関字道下 439-1・437-1・438-1・435・436-1・440-1・441・442-1・443・ 444-1・445-1・446-1・447・448-1・449・450-1 番</p> <p>○大曲字曾根 447 番</p> <p>○蔵関字道下 401・402-1・403・404・405・406 番</p> <p>○大曲字曾根 668-1 番</p> <p>○杉柳字杉柳 664-1・665-1・667-1・668-1 番</p> <p>○道金字沢田 1107-1 番</p> <p>○杉柳字杉柳 874 ・875 ・876 ・877 ・878 ・879 ・880 ・885-1 番</p> <p>○杉柳字杉名 431-1・ 432-1 番</p> <p>○小池字中通 4176-1 ・4183-1</p> <p>○道金字沢田 1110-1 番</p> <p>○小池字中通 4174-1 番</p> <p>○杉柳字杉柳 870-1・871・872・873 番</p> <p>○小関字江東 59-1・59-2 番</p> <p>○大曲字曾根 661・662・663・664 番</p> <p>○小関字大通 502-1・501-1・500-1・499-1 番</p> <p>○小池字中通 4176-1 ・4183-1 番</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>○道金字沢田 1110-1 番</p> <p>○杉名字杉名 436-1・437-1・440・441-1・444-1・445-1・448-1・449-1・453-1・454-1・455-1・582-1・583・584・585・586・587・588・589・590・591・592-1・712-1 番。</p> <p>○杉柳字杉柳 796-1・797-1・798-1・799-1・800-1・801-1・802-1・803-1・804-1・805-1・806-1・808-1・809-1・810-1・818-1・819-1・820-1・821-1・822-1・823-1・837・838・839・840・841842・843. 844・845・846・847・848・849・850・851・852-1・881・882・883・884 番。</p> <p>○蔵関字江東 63 番。</p> <p>○蔵関字道下 433 番・434-1 番</p> <p>○大曲字曾根 696・697 番</p> <p>○大曲字曾根 710・711・713-1・714-1 番</p> <p>○八王寺字曲戸 1805・1806 番</p> <p>○杉柳字杉柳 153・154 番。</p> <p>○大曲字曾根 432 番。</p> <p>○杉柳字杉柳 548・549 ・550-1 番。</p> <p>○大曲字曾根 709 番。</p> <p>○柳山字裏畑 1604-1・1605-1 番。</p> <p>○八王寺字苗代 1286 番。</p> <p>○道金字沢田 1105-1 番の内</p> <p>○小池字中通 4141-1・4141-2 番</p> <p>○杉柳字杉柳 795-1・853-1・854-1・855-1・856-1・859-1・860-1・861-1・862・863・864・865・866・867・868-1・895-1・896-1・897-1・898-1・899-1・900-1 番・杉名字杉名 713-1・714-1 番</p> <p>○蔵関字江西 287 番</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>○小池字中通 4200、4202、4203 番。</p> <p>○蔵関字江東 62 番。</p> <p>○小池字中通 4174-2 番の内。</p> <p>○大曲字曾根 433・434・435・436・437・438・439・440・441・442・443・444・445・519・520・521・522・523-1・523-3・524-1・526・526-2・712-1・712-3</p> <p>○小関字大通 517-1、518-1、519-1、520-1、521-1、522-1、523-1、524-1、525-1、526-1、527-1、528-1、529-1、539-1、540-1、541-1、542-1、543-1、544-1、545-1、546-1、547-1、548-1、549-1、550-1、551-1、552-1 番。</p>	
1-B 燕 ①	<p>新筒用水路と国道 289 号の交点より同線に沿って東太田字枯木 1207 番の外側との接点、同接点東太田字下枯木 6966 番、東太田字東門三郎 2801・2838 番、東太田字寺田 5641 番、東太田字曲目 276・285 番、小関字江東 1576 番、東太田字上半ノ木 6158 番の外側で結ばれた線に沿い新筒用水路との接点、同接点より同排水路に沿い国道 289 号との交点まで順次線に結びその囲まれた区域。</p>	<p>○柚木字浜田 1554 番の外側と国道 289 号の接点より同線に沿い東太田字枯木 1207 番、東太田字下枯木 6865・6898 番、東太田字浜田 1754・1555 番外側を直線順次結びその囲まれた区域の土地。</p> <p>○東太田字西通端 7558-1・7558-3・7559-2 番、東太田字下枯木 7035・7036・6899-2 番、柚木字館ノ内 1937・1938・1892・1891 番、柚木字枯木 1888・1835・1836・1828・1829・1867・1 868・1856・1855・1796・1787・1788 番、柚木字浜田 1773・1772 ・1755・1756 番、大字柚木字枯木 1798・1799 番。</p> <p>○柚木字枯木 1809・1810・1811 番。</p> <p>○東太田字東門三郎 2847-1 番。</p> <p>○東太田字杉名田 6860-1 ・6860-11・6860-12 番</p> <p>○東太田字下枯木 6945・6946・6974・6948-1 番</p> <p>○東太田字下枯木 6982・6983・6984-1・6984-2・7022-1・7023-1・7024-1・7025-1</p> <p>○東太田字東門三郎 2843-3・2843-4・2846-3・2846-4 番。</p> <p>○東太田字杉名田 6862-1・6862-3・6863-1・6863-2・6864-1 番。</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>○東太田字上枯木 7047-1・7048-1 番。</p> <p>○杣木字枯木 1857-1・ 1858-1・ 1859-1・1860-1 番</p> <p>○東太田字下枯木 7034-1 番</p> <p>○杣木字枯木 1805-1・1805-2・1805-4・1805-5・1805-6・1805-7・1806-4・1807 番</p> <p>○東太田字下枯木 6989・6990 番</p> <p>○東太田字東門三郎 2840・2841・2842 番・大字東太田字下枯木 6967-1・6968・6969 番</p> <p>○東太田字下枯木 6991・6992・6993・6994・6995-1 番</p> <p>○東太田字東門三郎 2838-1 番</p> <p>○東太田字東門三郎 2843-1・2846-1 番</p> <p>○杣木字枯木 1824-1・1826-1・1827-1 番</p> <p>○東太田字杉名田 6803-1 番の内・6804 番の内</p> <p>○東太田字下枯木 6899-4、6901-3 番。</p> <p>○東太田字下枯木 7037-1・7038-1・7039-1・7040-1・7041-1・7042-1・7043-1・7044-1・7045-1 番</p> <p>○東太田字上枯木 7051-1・7052-1・7055-1・7056-1・7058-1・7059-1 番</p> <p>○杣木字枯木 1820-1・1823-1 の内・1824-1 番</p> <p>○東太田字下枯木 7014-1・7017-1・7018-1・7021-1 番</p> <p>○杣木字枯木 1830-1 番</p>	
1-B 燕 ②	<p>国道 289 号と市道桜町1号線との交点より同線に沿ってJR弥彦線との交点、同交点より同線に沿って旧吉田町・旧燕市との境界線に沿って深通江排水路との接点、同接点より同排水路に沿って国道 289 号との交点、同交点より同線に沿って、市道桜町1号線との交点までを順次線で結びその囲まれた区域。</p>	<p>○花見字居掛2番外側の線と市道桜町1号線との交点、同交点より同線に沿いJR弥彦線 との交点、同交点より同線に沿い桜町字尻田 822 番外側の線との接点、同接点より桜町字田尻田 788 番、花見十八石 819・941・929・969・983 番、大見字居掛下 757 番、花見字徳工門下 534 番、燕字津雲 263 番、燕字荒床 153 番、花見字堤下 505 番、燕字荒床</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>76・86 番の外側で結ばれた線とJR弥彦線との接点、同接点より同線に沿って深通江排水路との交点、同交点により同排水路に沿って国道 289 号との交点同交点より同線に沿って市道桜町1号線の交点までを順次線で結びその囲まれた区域の土地。</p> <p>○燕字荒床 108-2・217・114・218・133・191-2・191-3・208・207 番、桜町字茨島 870-1・870-2 番。</p> <p>○燕字荒床 214・215・216 番。</p> <p>○桜町字居掛 128-1・128-2・129-1・129-2 番。</p> <p>○燕字津雲 257・258・259・260 番。</p> <p>○燕字荒床 108-1 番</p> <p>○燕字津雲 255・256 番</p>	
1-B 燕 ③	<p>JR弥彦線と深通江排水路の交点より同排水路に沿って東太田字下新道 2083 番外側の線との接点、同接点より東太田字下新道 2035・1999 番、東太田字惣田 1952 番、東太田字小西 1226・1510・1534 番、杣木字館の越 588 番、杣木字野毛 618・617・612・630 番、杣木字前郷屋 666・617 番、杣木字宮ノ北 731・783 番、杣木字寺郷屋 809・991 番の外側で結ばれた線と旧新潟交通電鉄線との接点、同接点より同線に沿って東太田字上筒丸 2601 番外側の線との接点、同接点東太田字山伏道 2799・2722・2721 番の外側で結ばれた線とJR弥彦線との接点、同接点より同線に沿って深通江排水路の交点までを順次線で結び囲まれた区域</p>	<p>○東太田字惣田 1017・1709 番、東太田字小西 1510・1534 番、杣木字野毛 638 番の外側を結んだ線に囲まれた区域の土地。</p> <p>○東太田字下新道 2129・2132・2080・2035・1999 番外側を順次線で結び囲まれた区域の土地。</p> <p>○東太田字下潟向 2568・2569・2570・2571・2572・2573・2574・2575・2576・2577・2578・2579・2580・2581・2582・2583-1・2584-1・2584-2・2585-1・2586-1・2586-2・ 2586-3・2587-1・2587-2・2578-3・2588-1・2589-1・2590-1・2590-2・2591-1・2591-2・2592-1・2593-1・2594-1・2595-1・2709-2・2709-3・2710-2・2711・2712・2713・2714・2715・2716・2717・2718・2719・2524-2・2525-2・2526・2527・2528-2・2529-2・2530・2531・ 2532-2・2533-2・2534 番、東太田字惣田 1743・1751 番、東太田字筒丸 2673・2674・2675 番。</p> <p>○東太田字下潟向 2535-1・2536-1・2533-1 番、白山町三丁目 2687・2688 番。</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ○東太田字惣田 1635 番。 ○東太田字惣田 1631 番。 ○白山町三丁目 2686 番。 ○東太田字惣田 1636-2 番。 ○東太田字上割前 2458-1 番。 ○杣木字宮ノ北 731・732・733・734 番。 ○杣木字寺郷屋 857-1・857-2・858-1・858-2 番。 ○杣木字宮ノ北 782-1・783-1 番。 ○杣木字館ノ越 503・506・507・510・511・514・515-1・524・525・526・527・528・529・555 番。 ○東太田字小西 1249-1・1249-2。 ○東太田字惣田 1981-1 番 ○東太田字惣田 1744 番の内 ○白山町三丁目 2684・2685 番 ○杣木字寺郷屋 808-1・809・810・811・812・813・814・815-1 ○白山町三丁目 2676 番 ○杣木字館ノ越 519-1・600-1・601-1 番 ○東太田字惣田 1634 番 ○杣木字宮ノ北 775・776・777・778・779・780 番 ○杣木字館ノ越 589-1・589-2・589-3・589-4・589-5・589-15・589-18 ○東太田字上枯木 7073-1・7074-1・7075-1・7076-1・7077-1・7078-1・7079-1・7080-1・7081-1・7082-1・7083-1・7083-2・7083-3・7084-1・7084-2・7084-3・7085-1・7085-2・7085-3・7086-1・7086-2。 ○東太田字上枯木 7087・7088・7089・7090・7091・7092・7093。 ○杣木字枯木 1832-1・1833-1・1834-1・1889・1890。 	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
1-B 燕 ④	<p>灰方字北 1250 番外側の線と深通江排水路の接点より同排水路に沿って花見字菱潟 2727 番外側の線の接点と、同接点より花見字菱潟 2715 番、雀森字南 587-1・18 番の外側を線結び旧新潟交通電鉄線との接点、同接点に沿い県道新潟燕線との交点、同交点より同線に沿い市道中央通五ノ三4号線との接点、同接点より同線に沿い灰方字南 330 番外側の接点、同接点より灰方字南 331・1150 番の外側を結んだ線と深通江排水路の接点までを順次線で結び囲まれた区域。</p>	<p>○雀森字南 18 番外側の線と旧新潟交通電鉄線の接点より同線に沿い県道新潟燕線との交点、同交点より同線に沿い中央通五ノ三・4号線との接点、同接点より同線に沿い灰方字南 330 番外側の線との接点、同接点より灰方字南 331・332・330 番、灰方字上ノ境 43・44 番、灰方字番匠田 75 番、灰方字筒西 228・222 番、灰方字北 320・684・708・764・761 番の外側で結ばれた線と雀森字南 18 番外側の線との接点までを順次結びその囲まれた区域の土地。</p> <p>○灰方字南 1076・1080・1101・1147・1170・1174 番、灰方字北 1151・1168・1176・1155・1166・1178・1157・1165・1179 番、 灰方字番匠田 153-1 番。</p> <p>○灰方字北 815・816・817・818・835・836・837・838・844・845-1・845-2・846・847・865・866-1・866-2 ・867・868・874・875・876・877・895・896・897・898・903・904・905・906・925・926-1・926-2・927・928・934・935・936・937 番、大字灰方字北 956・957・963・964 番。</p> <p>○灰方字南 1192・1193・1195・1196・1197・1215・1216・1217・1230・1232・1242・1243・1250 番。</p> <p>○灰方字南 826・287 番。</p> <p>○灰方字南 805-1・806-1・819・820・833・834・848・849・863・864 番。</p> <p>○灰方字番匠田 199-1 ・199-2 ・200-1 ・200-2 ・217 番</p> <p>○灰方字南 767-1 ・806-1 ・806-6 番</p> <p>○灰方字南 707 番</p> <p>○灰方字南 907-1 番</p> <p>○灰方字北 869-1・873-1 番</p>	
1-C	<p>小高字古苗代 2707 番外側の線と六ヶ江用水路との接点より同用</p>	<p>○東丸田字下前田 1063・1065・1033・1025・991・993・986・1032・1040 番</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
小中川 ①	<p>水路に沿って高柳橋との接点、同接点より東太田字下前田 1065・1033・1011・1018-1 番、小高字東太田 2298 番、三王渚字上谷地 684 番、小高字太田 2194・2195・2196・2197・2198・2199 番、佐渡字塚田 1644・1642・489・490・546 番、小牧字道外 713・712・711・710・477 番、小牧字前畑 604・614 番、小牧字脇畑 209 番の外側を線で結び県道燕白根線との接点、同接点より同線に沿い大字佐渡字狐塚 208-2 番外側の線との接点、同接点より佐渡字狐塚 189 番外側の線と中ノロ川左岸との接点、同接点より中ノロ川左岸に沿って北陸高速自動車道との交点、同交点より同線に沿い小高字渚田 1434 番外側の線との接点、同接点より小高字大筒下 1166・1161 番、小高字稲場廻 1929・1931・1949・2002・2003 番、小高字古苗代 2660・2696・2707 番外側の線と六ヶ江用水路の接点までを順次結び囲まれた区域と井土巻字土手外 1753 番外側の線は中ノロ川右岸との接点より中ノロ川右岸に沿って三条市・燕市の市界との交点、同交点より境界線に沿って市道井土巻堤防線との交点、同交点より同線に沿って井土巻字土手外 1772 番外側の線との接点、同接点より井土巻字土手外 1753 番外側を順次線で結びその囲まれた区域。</p> <p>○中ノロ川左岸、県道燕白根線に沿った堤外地内で佐渡字下川原 2373 番1を除いた佐渡字下川原 1990・2375-2・2375-1・2239・2260・2266・2287-2・2068 番の外側を順次線で結び、その囲まれた区域及び小牧字表明 204・208-2 番、小牧字狐塚 189・161 番の外側を順次線で結び、その囲まれた区域。</p>	<p>の外側を結んだ線と六ヶ江用水路との接点、同接点より同用水路に沿って東太田字下前田 1063 番外側の線の接点までを順次結び囲まれた区域の土地。</p> <p>○小高字渚田 1434・1616 番、小高字新田 562 番、佐渡字下屋敷 770 番の外側で結ばれた線と県道燕白根線との接点、同接点より同線に沿い佐渡字下川原 2274-2 番外側の線との接点、同接点より佐渡字下川原 2274-1・2234・2237・2256 番の外側で結ばれた線と、中ノロ川左岸と北陸高速自動車道との交点、同交点より同線に沿って小高字渚田 1434 番外側の線の接点を順次結びその囲まれた区域の土地。</p> <p>○井土巻字土手外 1753 番外側の線と中ノロ川右岸の接点より中ノロ川右岸に沿い三条市・燕市の境界と交点。同交点より境界線に沿って市道井土巻堤防線、井土巻字土手外 1772・1753 番の外側を順次線で結び囲まれた区域の土地。</p> <p>○東太田字下前田 985 番、東太田字上前田 833・834・838 番、柚木字釜屋 419・420・421・423 番。</p> <p>○佐渡字塚田 610-3・612 番より佐渡字下屋敷 724 番を結び同番より市道佐渡小牧線に沿い、佐渡字下屋敷 703 番、同番地より農道に沿い、佐渡字塚田 628 番同番より佐渡字塚田 610-3 番の外側を順次線で結び囲まれた区域の土地</p> <p>○小高字渚田 1593・1594・1595 番。</p> <p>○佐渡字下屋敷 745-1・747・748・749・750・751・752-1・784-1・785・786・787・788・789-1 番。</p> <p>○佐渡字下屋敷 651 番1・652・653-1 番。</p> <p>○佐渡字塚田 576-1・577・578・579・580・581・582・583・584・585・586・589 番。</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>○佐渡字塚田 575-1・576-2 番。</p> <p>○佐渡字下屋敷 745-2・745-3・789-2 番。</p> <p>○東太田字下前田 943・944・945・946・947・948 番。</p> <p>○東太田字下前田 938・939・942 番。</p> <p>○佐渡字塚田 590-1 ・589 ・588 番</p> <p>○東太田字下前田 1022</p> <p>○小高字稲場廻 1971 ・1972 番。</p> <p>○佐渡字浦田 323-5 番。</p> <p>○佐渡字浦田 242-1 番。</p> <p>○東太田字下前田 927・935 番。</p> <p>○佐渡字浦田 323-1・443-1・444-1・445-1・446-1・447-1・448-1・449-1・450-1 番</p> <p>○佐渡字下屋敷 790-3・792-2 番</p> <p>○佐渡字浦田 185-1 番</p> <p>○佐渡字浦田 187-1・188-1・188-4・186-1 番</p> <p>○佐渡字下屋敷 654 番</p> <p>○佐渡字浦田 459-1・460-1・461-1 番</p> <p>○佐渡字下屋敷 740-3・741-1・742-1・742-2・743-1・744-1・744-2・744-8・791-2・791-4・792-1・1946-1 番</p> <p>○佐渡字下屋敷 700-1・701-1・702-1 番</p> <p>○小高字稲場廻り 1970 番</p>	
1-C 小中川 ②	市道高校前 395 号線と県道新津茨曾根燕線の接点より同県道に沿 い荒井川排水路との交点、同交点より同排水路に沿い大字三王渕 字上谷地 1019-2 番外側の線との接点、同接点三王渕字上谷地 1025 番、東太田字下前田 1067・1066 番、東太田字西入 1147 番	○市道高校前 395 号線と県道新津茨曾根燕線の接点より、同県道に沿 い荒井川排水路との交点、同交点より同排水路に沿い又新字割 1271 番外側の線の接点、同接点より又新字茂割 1245・1461-1・1470-1・ 1480-3・1488-1・1489-1・1499-1 番、三王渕字小橋筒 1181-1・1183・	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
	<p>外側を結んだ線と市道幸町前 395 号線との接点、同接点より同線に沿い県道新津茨曾根・燕線の接点を順次結びその囲まれた区域。</p>	<p>1189・1634・1170-2・1170-1 番、三王渚字抜ヶ間 1159-5 番、三王渚字前田 1158・1157・1086・1085・1084-2・1084-1 番、三王渚字塚田 1059-9・1059-2・1042-1 番、三王渚字十五分 1295・1004・1005-2・1005-1・1006-1・1010-3 番、三王渚字上谷地 1025 番、東太田 1011・1067・1066 番、東太田字西入 1147・1150 番の外側を結んだ線と市道高校前 395 号線の接点を順次結び囲まれた区域の土地。</p> <p>○三王渚字前田 1086 番、大字三王渚字小橋筒 1174 番。</p> <p>○三王渚字十五分 1002-1・1002-2・1003・1004・1005-1・1005-2・1006-1・1006-2・1006-3・1006-4・1007-1・1007-2・1008・1009・1010-1・1010-2・1010-3 番。</p> <p>○三王渚字塚田 1059-1・1059-2・1059-3・1059-4・1059-5・1059-6・1059-7・1059-8・1059-9・1059-10 番。</p> <p>○三王渚字小橋筒 1170-1・1170-2・1171-1・1171-2・1172-1・1172-2・1173-1・1173-2・1175・1176-1・1176-3・1177-1・1186-1・1186-2・1186-3・1186-4・1186-5・1187-1・1178-2・1187-3・1187-4・1188-1・1188-2・1188-3・1188-4・1188-5・1189・1176-2 番。</p> <p>○三王渚字小橋筒 1183・1184-2 番。</p> <p>○三王渚字前田 1087-1・1087-2・1087-3・1087-4 番。</p> <p>○三王渚字抜ヶ間 1157-5・1157-6 番。</p> <p>○三王渚字前田 1085 番</p> <p>○三王渚字前田 1088-1・1088-2・1089-1 番</p> <p>○三王渚字抜ヶ間 1159-1 番</p> <p>○三王渚字抜ヶ間 1159-2 番</p>	
1-C 小中川	<p>小牧字脇畑 209 番外側の線と県道燕白根線の接点より小牧字前畑 614・604 番、小牧字道外 477・710・711・712・713 番、佐渡字塚田</p>	<p>○小牧字道外 510 番外側の線と上越新幹線沿い、中川字中道上 354 番外側の線の接点、同接点より中川字中道上 354 番外側の線の接点、</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
③	546・490・489・1642・1644 番、小高字太田 2199・2198・2197・2196・2195・2194 番、三王渕字上谷地 684 番、小高字太田 2298 番、小牧字江端 2195 番外側で結ばれた線との接点、同接点より同排水路に沿って県道新津茨曾根燕線との交点、同交点より同線に沿って県道羽黒燕線との交点・同交点より同線に沿って小古津新字堤上 466 番外側の線との接点、同接点より小中川字前田 469.468 番、又新字関上 1018・1587・1585・1418 番、四ツ屋字庭田 98・458・588 番外側で結ばれた線と県道羽黒燕線との接点、同接点より同線に沿って中ノロ川左岸との接点、同接点より同左岸に沿って佐渡字狐塚 189 番外側の線の接点、同接点より佐渡字狐塚 208-2 番外側の線と県道燕白根線の接点、同接点より同線に沿い大字小牧字脇畑 209 番外側の線まで順次囲まれた区域。	<p>同接点より中川字中道上 334・387 番、四ツ屋字浦畑 15・12・53・55・89・88・87 番の外側で結ばれた線と県道羽黒燕線との接点、同接点より同線に沿い中ノロ川左岸との接点、同接点より同左岸に沿い佐渡字狐塚 189 番外側の接点、同接点より佐渡字狐塚 208-2 番外側の線と県道燕白根線との接点より同線に沿い小牧字脇畑 209 番外側の接点、同接点より小牧字前畑 614・604 番、小牧字道外 510 番の外側の順次線で結びその囲まれた区域の土地。</p> <p>○又新字焼野 1235 番外側の線と荒井川排水路の接点より同排水路に沿い県道新津茨曾根・燕線との交点、同交点より同線に沿い小古津新字三ツ向曾根 143 番との接点、同接点より大字勘新字前田 72・14 番、小古津新字二階堂前 987・1121-2・1126-3 番、二階堂字圈内 1175 番、又新字焼野 984・1141・1142・1233・1235 番の外側で結ばれた線と荒井川排水路の接点を順次結び囲まれた区域。</p> <p>○中川字中道下 575 番外側の線と上越新幹線の接点より同線に沿って八ヶ江用水路交点同交点より同用水路に沿って、中川字中道下 575 番外側の線の接点までを順次結びその囲まれた区域。</p> <p>○四ツ屋字浦畑 87・88・89 番の区域、小中川字前田 4143 番。</p> <p>○小牧字道外 657-1 番・中川字島田 961 番・中川字中道上 227 番のそれぞれ外側で結ばれた線と新幹線側道に囲まれた区域の土地。</p> <p>○小古津新字三ツ向曾根 99 番</p> <p>○小古津新字堤上 466 番</p>	
1-C 小中川 ④	小中川字前田 1809 番外側の線と新潟市西蒲区・燕市の境界線の接点より、同境界線に沿って新潟市南区・燕市境界線の接点、同接点より同境界線に沿って中ノロ川左岸との接点、同接点より中ノロ川左岸に沿って県道羽黒燕線との接点、同接点に沿って四ツ屋字	○県道羽黒燕線と四ツ屋字太田 613 番外側の線の接点より四ツ屋字太田 361・322・321・755・243 番、四ツ屋字家ノ浦 438・435 番、上児ノ木字船江上 430 番、上児ノ木字船江下 61・94・95・125・126・141 番、次新字十間割 604・603・358 番、次新字中作 252・251 番外側で結ばれた線と市道	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
	<p>太田 530 番外側の線との接点、同接点より四ツ屋字太田 346 番外側の線で結ばれた旧新潟交通電鉄線との接点、同接点より同線に沿い、新木山排水路との交点、同交点より同排水路に沿い新潟市西蒲区と燕市との境界線の接点を順次結びその囲まれた区域。</p>	<p>次新本線との接点、同接点より同線に沿い次新字打付 214-1 番外側の線との接点、同接点より次新字打付 240・226・223-10・224-1 番の外側で結ばれた線と市道次新本線との接点、同接点より同線に沿い児ノ木字上児ノ木 244-5 番外側の線との接点、同接点より児ノ木字上児ノ木 235-2・228-2 番、児ノ木字下児ノ木 565-2 番の外側で結ばれた線と児ノ木用水路の接点、同接点より同排水路に沿って中ノ口川左岸との接点、同接点より中ノ口川左岸に沿って県道羽黒・燕線との接点、同接点同線に沿って四ツ屋字太田 613 番外側の線の接点までを順次線で結び囲まれた区域の土地。</p> <p>○中川字道下 1063 番外側の線と旧新潟交通電鉄線の接点より同線に沿い、上越新幹線との交点、同交点より同線に沿って次新字十間割 965 番外側の線の接点までと四ツ屋字太田 346 番、中川字道下 1063 番外側の線を順次結び囲まれた区域の土地。</p> <p>○次新字道下 1143 番外側の線と新潟市西蒲区・燕市の境界線との接点より同境界線に沿って上越新幹線との交点、同交点より同線に沿って次新字道下 1172 番外側の線との接点、同接点より次新字道下 1060 番外側の線までを順次結びその囲まれた区域の土地。</p> <p>○四ツ屋字太田 598・601・600・594-2・597・595-2・596 番。</p> <p>○上児ノ木字船江下 131-2 番。</p> <p>○四ツ屋字太田 652・653・654・655・656・657・306・658・301・659・311・300・305・304 番。</p> <p>○中川字下割 597-1 番。</p> <p>○上児ノ木字船江下 95・96 番</p> <p>○上児木字船江下 97 番</p> <p>○上児木字船江下 111 番</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>○上児木字船江下 110 番</p> <p>○次新字道下 1111 の内・1112 の内・1113 の内・1114 の内・1115 の内・1116・1117・1118・1119・1120・1121・1122 の内・1123 の内・1124-1 の内・1125-1 の内・1126-1 の内・1127-1 の内・1128-1 の内・1165-4・1166-1・1167-1・1168-1・1169-1・1170-1・1171-1・1172-1 番、上児木字船江下 112-1 の内・113-1 の内・114-1 の内・115-1 の内・116-1 の内・117-1 番の内</p>	
<p>1-C 小中川 ⑤</p>	<p>小古津新字焼野 549 番外側の線と県道羽黒燕線の接点より同線に沿って県道新津茨曾根燕線との接点同接点より同線に沿って新潟市西蒲区・燕市の境界線との交点、同交点より同境界線に沿って小中川字前田 1809 番と小古津新字焼野 549 番の外側の線で結ばれた県道羽黒・燕線の接点を順次線で結びその囲まれた区域。</p>	<p>○小古津新字焼野 549 番外側の線と県道羽黒燕線の接点より同線に沿って県道新津茨曾根燕線との接点、同接点より同線に沿って新潟市西蒲区、燕市境界線との交点、同交点より同境界線に沿って小中川字前田 1526 番外側の線の接点、同接点より小古津新字曲田 898・891・853 番の外側を結ばれた線と八ヶ江用水路小中川支線との接点、同接点より同線に沿い小古津新字江向 854 番外側の線の接点、同接点より小古津新字焼野 576 番、又新字道下 1941・1375・1920 番、小古津新字焼野 549 番外側の線と県道羽黒線燕線の接点まで順次線で結びその囲まれた区域の土地。</p> <p>○又新 1922・1923・1924・1925 番。</p> <p>○小中川字前田 1782・1783・1784・1785 番。</p> <p>○小中川字前田 1780・1781 番。</p> <p>○小中川字前田 1786 番。</p> <p>○又新字道下 1926・1927・1928 番。</p> <p>○又新字道下 1921-1・1921-2・1921-3 番。</p> <p>○小中川字前田 1789・1790・1791・1792・1793・1794・1795 番</p> <p>○又新字道下 1931 番</p> <p>○小中川字前田 1766・1767・1768・1769・1770 番。</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>○小中川字前田 1771-1 番。</p> <p>○又新字道下 1929・1930-1・1930-2 番。</p>	
<p>1-C 小中川 ⑥</p>	<p>県道新津茨曾根燕線と県道羽黒燕線の接点より同線に沿って新潟市西蒲区・燕市との境界線の交点、同交点より境界線に沿って、県道新津茨曾根燕線の交点同交点より同線に沿って、県道羽黒燕線の接点まで順次線で結びその囲まれた区域。</p>	<p>○県道羽黒燕線と小中川字本地浦 1046 番外側の線の接点より小中川字本地浦 1047・1004・1003・997・996・988・990・567・558・437・438・432・422・414 番、小中川字境浦 303・251・250・232・226・225・129・56・55・54・45 番の外側で結ばれた線と新木山川との接点、同接点より同川に沿い県道新津茨曾根・燕線との交点、同交点より同線に沿い県道羽黒燕線の接点、同接点より同線に沿い、小中川字本地浦 1046 番外側の接点を順次線で結び囲まれた区域の土地。</p> <p>○勘新字長島 750・752 番、小中川字西田方 4379 番。</p> <p>○小中川字境浦 222・223-1・224 番。</p> <p>○小中川字本地浦 438・437 番。</p>	
<p>1-C 小中川 ⑦</p>	<p>県道新津茨曾根燕線と荒井川排水路交点より同排水路に沿って長所字向 662 番外側の線との接点、同接点より又新字塚田 308・312 番の外側で結ばれた線と新潟市西蒲区・燕市との境界線の接点、同接点より同境界線に沿って県道羽黒燕線の接点、同接点より同線に沿い県道新津茨曾根燕線との接点、同接点より同線に沿って荒井川排水路の交点まで順次線で結びその囲まれた区域</p>	<p>○荒井川排水路と二階堂字六分 372 番外側の線の接点より二階堂字六分 303・302 番、二階堂諏訪ノ木 222・216・46・44・43 番、勘新字浦田 104・105・140・141・143・194・195 番と外側を結んだ線と八ヶ江用水路の接点、同接点より同用水路に沿って小中川字西田方 2274 番外側の線との接点、同接点より小中川字西田方 2273・2219 番外側で結ばれた線と県道羽黒燕線との接点、同接点より同線に沿い県道新津茨曾根燕線の接点、同接点より同線に沿い荒井川排水路との交点、同交点より同排水路に沿い二階堂字六分 732 番外側の線の接点までを順次線で結び囲まれた区域の土地。</p> <p>○勘新字浦田 189-1・190-1 番、大船渡字中作 180 番、小古津新字谷地 1793・1794・1795・1796・1797・1798・1799・1800・1810・1811・1812・1813・1817・1819・1820・1821・1822 番。</p> <p>○勘新字浦田 106-1 番地先（換地後-12 番）・106-1 番の内（換地</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
1-C 小中川 ⑧	<p>県道新津茨曾根燕線と県道新潟燕線の交点、同交点より県道新潟燕線に沿い市道松橋長所線交点を同交点より市道松橋長所線の接点、雀森字東 1555 番外側と又新字百歩 81 番、館野字焼田 2417 番大字又新字百歩 136 番外側の荒井川排水路接点、同接点より荒井川排水路をのぼり県道新津・茨曾根・燕線を順次線で結び囲まれた区域。</p>	<p>後-14 番)・106 番地先(換地後-13 番)。</p> <p>○県道新津・茨曾根燕線と県道新潟燕線の交点、同交点より同新潟燕線に沿って市道関崎環状線の接点、同接点より同環状線を下り関崎字五枚田 884・894・910・908・924・928 番の外側と国道北陸自動車道の接点、同接点より又新字上組 914・899-1 番の荒井川排水路接点、同排水路をのぼり県道新津茨曾根燕線を順次線で結び囲まれた区域の土地。</p> <p>○長渡字上ノ原 406・387・386 番外側の線と市道長渡1号線の接点、同接点より同1号線に沿い長渡字家立前 4-1 番、雀森字東 1710・1793 番の外側と市道松橋長所線県道新潟燕線の交点を順次線で結び囲まれた区域の土地。</p> <p>○長渡字家立前 162・163・164・165・166 番、雀森字東 1579-1・1579-2・1579-3・1580-1・1580-2・1580-3 番</p> <p>○二階堂字前野 1111-2・1111-4 番。</p> <p>○長渡字家立前 96-1・99-1 番</p>	
1-D 松橋 ①	<p>旧吉田町・旧燕市との境界深通江排水路の接点、花見字菱潟 2727・2720 番、松橋字江西 587-1 番、松橋字南18番外側と県道新潟燕線を直線に結び同線に沿い市道松橋長所線の交点、同交点より同線に沿い松橋排水路の接点、同接点より松橋排水路を下り同落口、大通川排水路接点、同接点より旧吉田町・旧燕市との境界を順次線で結び囲まれた区域</p>	<p>○県道新潟・燕線より直線に松橋字南 18 番を結び同字 49・51・68・105-4・107-1・238・242・110-8・134・160・171 番、字北 1310・1297-1 番、字東 1531・1541 番外側と市道松橋長所線・県道新潟燕線を順次線で結び囲まれた区域の土地。</p> <p>○松橋字南 544・545・546・563・566・584・583 番の外側を順次線で結び囲まれた区域の土地、585-2 番。</p> <p>○松橋字西 795・815・817・911・934 番の外側を順次線で結び囲まれた区域の土地。</p> <p>○松橋字西 935・936・959・960・982 番、字北 1044・1045・1046・1047・1048・1049-2・1051・1052・1053・1172・1173・1174・1175・1176・1197・1198・1218・1220・1221 番、字平岡 1737・1738・1739・1816・1817・1811・</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		1812・1813・1808・1809・1810 番。 ○松橋字北 1049-3 番。 ○松橋字北 1219-1 番。 ○松橋字北 1054-1 番。 ○松橋字北 1049-1 番。 ○松橋字南 46・47-1・48・49-1 番 ○松橋字西 1042-1 番。 ○松橋字西 1041-1 番。 ○松橋字南 41-1・42・44。	
1-D 松橋 ②	旧吉田町・旧燕市との境界大通川排水路と松橋排水路接点同接点より松橋排水路をのぼり市道松橋長所線の接点、同接点より同線に沿い県道新潟燕線の交点、同交点より大通川排水路の小島橋、同排水路の旧吉田町、旧燕市との境界を順次線で結び囲まれた区域。	○市道松橋長所線、市道館野西裏線の接点、館野字高田 323 番より館野字道上 300 番、同番地より市道松橋長所線の外側を順次線で結び囲まれた区域の土地。 ○長所字浦田川西 949・945・940・929 番外側の線と県道新潟燕線、市道松橋長所線の交点、同交点より同線に沿い長所字浦田川西 949 番を順次線で結び囲まれた区域の土地。 ○館野字西 71 番。 ○長所字浦田川西 952-2 番。 ○長所字浦田川西 952-1 番。 ○長所字浦田川西 952-3 番。 ○館野字西 109・110・111・112・113・114・115・116・119・120・121・122・123・124・125・126・251・252・253・254・258・259 番。 ○長所字浦田川西 953-1 番。 ○長所字浦田川西 961・962・963・964・965・966・967・968・969・970・1006 番。 ○長所字浦田川西 954-1 番。	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>○長所字浦田川西 1030 番</p> <p>○館野字西 104～108・109-2・109-3・117-1・117-3・117-4・126-2・126-3・127・128・129-1・129-2・180・181-1・181-2・182-1・182-2・183・184・238-1・238-3・238-4・239-1・239-3・239-4・240-1・240-3・246～250・251-2・251-3・252-2・252-3・256-1・256-3・259-2・259-3・260～262 番</p> <p>○長所字浦田川西 1015-3 番、1015-1 番、1016 番、1017 番のうち、1018 番のうち</p>	
1-D 松橋 ③	旧吉田町・旧燕市との境界接点、小島橋より県道新潟燕線に沿って新潟市西蒲区・燕市との境界接点、同接点より同境界線に沿い旧吉田町・旧燕市の境界線をつなぎ囲まれた区域。	<p>○長所字浦田川西 1037・921 番、長所字村中 4382・4342・899・859 番、大字長所字浦田川西 864 番の外側を結ぶ線と県道新潟燕線に囲まれた区域の土地。</p> <p>○長所字浦田川西 1155・1149・1186・1187 番、長所字浦田川東 1500・1505・1861 番の外側を結び県道新潟燕線に囲まれた区域の土地。</p> <p>○長所字浦田川西 888・890・902-2・1033-1・1033-3・1135 番、長所字浦田川東 1733 番。</p> <p>○長所字浦田川西 1033-2 番。</p> <p>○長所字浦田川東 1572-1・1573-1 番。</p> <p>○長所字浦田川東 1575-1 番。</p> <p>○長所字浦田川西 914-1・914-2・914-3 番。</p> <p>○長所字浦田川西 880-5・881-4 番。</p> <p>○長所字浦田川西 880-2・881-2 番。</p> <p>○長所字浦田川西 1031 番</p> <p>○長所字浦田川西 914-8 番。</p> <p>○長所字浦田川西 1029 番</p>	
1-D	新潟市西蒲区・燕市との境界、県道新潟燕線の接点より同境界線	○市道松橋長所線の接点、館野字桑橋 1550・327・344・347 番、館野字	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
松橋 ④	沿いの長所字前田川東 473・566 番、館野字東 590 番の荒井川排水路接点、同接点より同排水路をのぼり又新字百歩 137 番、館野字東 422 番、又新字百歩 82 番、館野字東 382 番の外側を結び松橋排水路と県道新潟燕線を順次線で結び囲まれた区域。	東 382 番外側を結び松橋排水路と県道新潟燕線を順次線で結び囲まれた区域の土地。 ○県道新潟燕線の接点、長所字天神甲 363-1 番、長所字前田川東 376 番、長所字天神甲 357-2 番、長所字島甲 316 番、長所前田川東 357・352 番、長所居掛甲 40 番、長所前田川東 201 番、長所字前湯 5021 番の外側と県道新潟燕線を順次線で結び囲まれた区域の土地。 ○長所字前田川西 363・364-1・364-2・364-3 番、長所字道金前 898-2 番。長所字前田川西 752-1・753-1・754-3・860・756・592 番。 ○長所字前田川東 179・831・831-4 番。 ○長所字前田川西 859 番。 ○長所字浦田川西 1033-2 番。 ○又新字百歩 137-1・138-1・139-1・140-1・141-1・142-1 番、館野字焼田 2421-1・2422-1・2423-1・2424-1・2425-1 番。 ○又新字百歩 135-1・136-1 番。	
2-E 米納津	用途地域を除いた西槇、佐渡山、小島、雀森、松橋、庚塚、大保、米納津、富永、富永十兵衛新田の区域 ○米納津字砂田川上 624-1、625-1、627-1、628-1、628-2、628-4、629-1、629-2、630-1、630-2、631-1、639-2、641-2、641-3、724 ○佐渡山字江流 3105-1、3105-10、3135-3、3247-1、3247-2、3248-1、3249-1、3250、3251-1、3251-2、3252-1、3252-2、3252-3、3260-3、3262-3 ○佐渡山浦谷地 4178-1、4179-1、4180-1、4181、4182、4183、4293-1、4294-1、4295-1、4297-1、4297-2、 ○雀森浦谷 269-1、269-2、269-3、270-3、270-4	○西槇字宝田 113-2、字千歩野 82、80-1、76-1、76-2、40-1、38、1、6-2、29-2、8-1、8-2、9-1、12-1、大通川、西槇字千部野 1018-5、328、大字佐渡山字新田 10933、10937、10940、10943-2、10948、10950-1、10968、10969、10978-2、10978-1、10987、10985、10984-1、10981-1、11009-1、11027-2、を順次結んで囲まれる内側の区域。(西槇新田) ○佐渡山字川下 1512、1511、1513、1650、1655、1965、2280、字川中 1116、1071、1069、891、893、856、849、694、697、720、字川上 193、219、231、228、245、254、307、320、346、353、351、377、376、雀森字香野 599-1、601-1、603-1、佐渡山字塩売ヶ淵 2-1、雀森字香野 614-2、617-1 字佐渡山字塩売ヶ淵 19-1、雀森字香野 579、577-1、字江流 182、180、177、字割町 156-1、152-3、佐渡山字江流 3120-1、3121-1、3121-2、3105-1、3107-2、3112-1、3163-2、3164-2、県道佐渡山巻線、字江流 3206-2、3252-1、3250、3249-1、3245-1、3287、3291-3、3294、3366、3358-1、佐渡山字浦谷地 4295-1、4297-1、4292-1、4303-2、4305-4、4456-1、4455-1、4454、4452、4464-1、4496-1、4526、4553-1、4608、新潟市との境	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>界を順次結んで囲まれる内側の区域。(佐渡山集落)</p> <p>○鴻巣用水路、佐渡山字浦谷地 4123-1、4138-1、4189-1、4217-1、4223-1、4183、4180-1 を順次結んで囲まれる内側の区域。</p> <p>○佐渡山字江流 3183。</p> <p>○佐渡山字川上 363、364-1、小島字香語田 16-1、56、86、195、大通川を順次結んで囲まれる内側の区域。(小島集落)</p> <p>○佐渡山字江流 3135-1、3135-3、3137-1、雀森字浦谷 275-1、271-1、271-2、県道月潟吉田線を順次結んで囲まれる内側の区域。</p> <p>○雀森字浦谷 271-1、269-3、270-4、270-3、269-1、278、282-3、大字米納津字稲葉 83、81-1、97、99、103、118-3、115、124、125、126-3、128、136、153-1、150-1、147、雀森字浦沢 37、字花立 62、68、71-1、字江流 462-1、211-1、205-1、字割町 127、126、120、115、107、110-3 を順次結んで囲まれる内側の区域。(雀森・稲葉集落)</p> <p>○雀森字江流 513-4、514-1、520-1。</p> <p>○雀森字向 1940-1。</p> <p>○庚塚字村下割 239、233、242-1、246-1、米納津字川下 12279-1、12279-2、12278、12221-1、庚塚字村下割 1616、米納津字川下 12194-1、12185-1、庚塚字村下割 262、261、米納津字川下 12181-2、12380、12376、12365、12343-1、12346-1、12334、庚塚字村下割 999、247、米納津字野附 12320-1、12319-1 を順次結んで囲まれる内側の区域。(庚塚集落)</p> <p>○米納津字稲葉 115、114、字砂田川上 625-1、627-1、628-4、630-2、630-1、631-1、652-1、642-1、641-3、639-2、643-2、645、647、675、679、686-2、690-2、690-1、722-1、字砂田 5429-2、5427-2、5436-2、5438-1、字十二田 5407-1、5284-1、5405-3、5403、5400、字江添 4524-3、4531-1、4504-4、4452-2、4446、4418、4282-1、4296-1、鴻巣用水路、字大保 3908-2、3905、3897-1、3869-1、3872-1、3851、3818-2、3816-2、3816-4、3813-1、字天神堂 3804-1、3615-1、3482-1、3481-2、3213-2、3213-1、3205-1、3495-1、字小諏訪前 462、464-3、464-2、465-1、468-1、537-3、556-2、557、字砂田川上 575、581-1、586-2、599、607-1、603-1 を順次結んで囲まれる内側の区域。(米納津集落)</p> <p>○米納津字四十石 12145、12154-2、12161-2、12169、12168、12171、旧燕市との境界を順次結んで囲まれる内側の区域。(四十石集落)</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>○米納津字大島崎 4058-2、3997-2、3997-1、3996、字八幡 3983、3975-3、3973-1、字大保 3934-1、3919、3891-1、大保字原 115、180、171、米納津字八幡 3926-1、字大保 3925-1、3927-1、字八幡 8812-1、字原 9950、9893、富永との境界を順次結んで囲まれる内側の区域。(新保集落)</p> <p>○字原 169、172、173-1、176-1、179、181、191、110-1、米納津字大保 3827-1、字野附 10276-1、大保字原 35、43、49-1、55-2、56-2、53、米納津字野附 10218、大保字原 66、83-1、84-1、134-2、140、138、147、153、154、158-1、を順次結んで囲まれる内側の区域。 (大保集落)</p> <p>○大保字原 160-1、161-2。</p> <p>○富永字新保境 377、353-1、361-2、367-1、390-2、400-5、396、米納津字大島崎 4058-1 と米納津の境界、富永字新保境 456-1、426-1、429-3、字松田 507-3、565、字仲沖 1234-8、1288-2、1280-1、吉田字中増 2622-1、2614-1、2626、富永用水路、吉田吉栄字七番割 128、用途地域の境界、吉田鴻巣との境界を順次結んで囲まれる内側の区域。 (富永集落)</p> <p>○米納津字野附 10103-1、10126-1、大保字野附 312-1、字乗出 376-1、市道米納津 50 号線を順次結んで囲まれる内側の区域。</p> <p>○大字米納津字川下 12319-1、12320-2、12321-1、12321-3、12322-1。</p> <p>○大保字原 25、40-1、40-2、41。</p> <p>○米納津字十二田 5395-2、5395-3。</p> <p>○佐渡山字川上 365-1、376-2、雀森字香野 599-1、597-1、大通川と県道新潟燕線を順次結んで囲まれる内側の区域。</p> <p>○大字米納津字大保 3840-1、3840-3。</p> <p>○雀森字江流 245、445、532、523-1、主要道新潟燕線を順次結んで囲まれる内側の区域。</p> <p>○米納津字江添 4890-11、4422-3、字大保 3941-3、3810-3、字天神堂 3809-8、字小諏訪前 346-3、346-5、310-4、311-6、字ケラ島 12527、12517-1、字小諏訪前 340-5、341-3、371-3、字天神堂 3529-16、3805-5、字大保 3811-4、3945-3、字江添 4418-2、4816-7 を順次結んで囲まれる内側の区域。 (大通川放水路)</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>○雀森字江流 532。 ○米納津字砂田川上 586-2。 ○富永字新保境 396、397、398-1、398-3、398-4、399-1、399-2、399-3、400-3、400-4、400-5。 ○佐渡山字新田 10942、11001、11003、11004-1、11004-2、11005-1、11005-2、11006、11007、11008-1、西槇字千歩野 6-3、11120-2、11120-10、佐渡山字十三軒 11074-4、11074-5、11093-1、11093-2、11094-1、11094-2。(農用地区域に編入) ○米納津字四十石 13772-1(農用地区域に編入) ○富永字新保境 391-1、391-2、391-3、391-5、392-8 ○佐渡山字江流 3120-1のうち、3120-5、3120-6、3121-1のうち、3121-2のうち ○佐渡山字江流 3120-4のうち、3183、3192-1、3192-2(農用地区域に編入) ○米納津字稲葉 81-1</p>	
2-F 吉田	人口集中地区(DID)と用途地域を除いた吉田西太田、吉田下中野、吉田法花堂、吉田吉栄、吉田、吉田本所、吉田宮小路、吉田鴻巣、吉田本町、吉田矢作、吉田浜首町、吉田弥生町、吉田寿町、吉田学校町、吉田東町、吉田大保町の区域。	<p>○吉田鴻巣字雑司免 425、字小川 1130-1、字箱根 1007-1、1006-1、987-2、字諏訪腰 887-5、887-2、879、811-1、816-1、字幸六田 711、724、用途地域との境界を順次結んで囲まれる内側の区域。吉田鴻巣字諏訪腰、759-1、776-2、790-1、大字富永の境界、用途地域との境界を順次結んで囲まれる内側の区域。 (鴻巣集落) ○吉田本町字前田 1、44-1、100-1、90、101、138、135-1、145-1、141-1、205-1、211-1、208、254、243、字館野 1016-1、1017-1、1033、字腰巻 1303、字池田 1184、1188、1182、1137-1、1143、県道五千石巻新潟線を順次結んで囲まれる内側の区域。(本町集落) ○吉田本町藤島堤外 3792-1 から 3809-1 の間 (西川河川区域) ○吉田本町字池田 1237、1238。 ○吉田本町字大出来 1345、県道五千石巻新潟線、吉田鴻巣藤島 3496、吉田宮小路字藤島 1230-1、吉田本町字山ノ下 1453-2、1460、1482-1 を順次結んで囲まれる内側の区域。 ○吉田本町字境 766、773-1、788-1、801-1 と用途地域との境界を順次結んで囲まれる内側の区域。</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>(吉田文京町北側)</p> <p>○吉田宮小路字館野 41、46、47-1、48-1、字矢作 170-1、166-1、169-1、152-2、148、143、字館野 11-1、8-12、15-1、18-1、21-2、と用途地域との境界を順次結んで囲まれる内側の区域。</p> <p>○吉田宮小路字チカヤ原 995、995-1、995-2。</p> <p>(吉田宮小路集落)</p> <p>○吉田吉栄字五番割 696、693-2、720、726-2、729-1、727-2、字四番割 568-1、594 を順次結んで囲まれる内側の区域。(吉栄2軒屋)</p> <p>○用途地域(吉田弥生町 52-6 と吉田新田町 189-1 の間)と市道浜首堤防線、弥彦村との境界を順次結んで囲まれる内側の区域。(吉田新田町)</p> <p>○吉田新田町の境界と市道水道町寿町線、県道五千石巻新潟線、大字下粟生津の境界と西川を順次結んで囲まれる内側の区域。(吉田水道町)</p> <p>○吉田水道町の境界と弥彦村の境界、市道浜首堤防線、県道石瀬吉田線、弥彦村の境界、吉田宮小路の境界、市道水道町寿町線を順次結んで囲まれる内側の区域。</p> <p>○吉田吉栄字六番割 783-1、字五番割 745-2、吉田法花堂字下曾根 2770、2772、2735、2722、2714、市道吉田燕幹線、大通川、JR弥彦線を順次結んで囲まれる内側の区域。</p> <p>○吉田法花堂字大開 1797、1770、字下曾根 2714、市道吉田燕幹線、大通川と用途地域との境界を順次結んで囲まれる内側の区域。</p> <p>(六右エ門新田集落)</p> <p>○吉田鴻巣字堅割 1567-1 から 1576 まで。吉田鴻巣字五人割 1579-1 から 1589-2 まで。</p> <p>○吉田吉栄字七番割 136-3。</p> <p>○吉田宮小路字松倉 266-1、266-3、266-4、266-5、266-6。</p> <p>○吉田下中野字門光寺 501-1、502-1、502-2、502-3、503-1、504-1、505-1、529-1、530、531、532、533、534、535-1、536-1、537-1、538-1、539-1、540-1、541-1、542-1。</p> <p>○吉田西太田字札木 804-1、812、822-1、850、844-1、843-3、838-1、828-1、836-1 を順次結んで囲まれる内側の区域。</p> <p>○吉田吉栄字六番割 745-2。</p> <p>○吉田西太田字土手内 1759-1、1760-2、1761-1、1762-1。</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>○大字吉田字六反 6101。 ○吉田下中野字大島 9-1、10-1、11-1 の内、12-1 の内、13-1 の内。(H19.3.30 用途地域へ繰り入れ) ○吉田法花堂字大開 1696-1 の内。 ○吉田下中野字潟ノ内 1427、1428、1429、1430-1。 ○吉田下中野字大島 1-1、2-1、3-1、4-1、5-1、6-1、7-1、8-1、11-1、12-1、13-1。 ○吉田下中野字門光寺 518、519、520、521、522、523、524、525、526、527-1、527-2、528、543-1、544、545、546、547、548。 (H19.3.30 用途地域へ繰り入れ) ○吉田字六反 6102、6103、6104、6105、6106、6107、6108、6109、6110、6111、6112、6113、6114、6115、6116、6117、6118、6119、6120、6121。 (H19.3.30 用途地域へ繰り入れ) ○吉田字六反 6123-1、6124、6125、6145-1、6146-1、6147-1、6148-1、6149-1、6150-1、6150-2、6151-1、6152-1、6153、6154、6155、6156、6157、6158。 (H19.3.30 用途地域へ繰り入れ) ○吉田字六反 6126、6127、6128、6129、6130、6131、6132、6133、6134、6135、6136、6137、6138、6139、6140。 (H19.3.30 用途地域へ繰り入れ) ○吉田字六反 6159-1、6160-1、6161-1、6161-3、6162-1、6163-1、6164-1、6165、6166、6167、6168、6169、6170、6171、6172、6173、6174、6175、6176、6177。 ○西太田字土手内 1934、1935、1936、1937、1938、1939、1949-1、1950-1、1951-1、1952-1、1953-1、1954-1、1955-1、1956-1、1957-1。 ○西太田字土手内 1946-4。 (旧地番 1946-1 の一部、1947-1、1948-1) ○西太田字土手内 1779-1。 ○西太田字土手内 1778-4。 ○吉田本町大出来 1358・1450-1・1458-2。</p>	
2-G	用途地域を除いた高木、粟生津、上河原、下粟生津、野本、田中新、溝、溝古新の区域	○高木字高木 939-1、961、960-1、966-1、988-1、991-1、987-1、995、1022、	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
粟生津		<p>1028、1031、1030、1047、1045-1、1046、1011、1008-2、977-1、865-1、825-1、822-5、777-1、714-1、361-1、356-1、1055-1、1059、1071-3、1070、1075、398-1、1094、1181、1184、1182、4536-1、4403-1、1355、1397、1403-3、1402 を順次結んで囲まれる内側の区域。</p> <p>○高木字高木 90-4、145-1、148-1、150-1、260、265。高木字高木 460-1、455-1、457、357。(高木集落)</p> <p>○大字溝字大開 518、504、501、500、488、487、479、474、403、468-1、471、467、</p> <p>溝古新字石塚 106-5、</p> <p>107-1、142、143-2、135、137、144、183、184-4、190、191-1 と西川によって囲まれる区域。(溝、溝古新集落)</p> <p>○溝古新字石塚 184-4、193、2494-1。</p> <p>○粟生津字山王 1417、1416、1412-1、1409、1391、1344-1、1332-1、1332-2、1317、1300、1278-2、1269、1253-1、1074-1、1071、1033、990、982-1、927-1、884-1 と用途地域との境界、下粟生津字下組 3265-1、3243、JR越後線、吉田西太田との境界、西川、粟生津字八幡河原 5687-1、5686 を順次結んで囲まれる内側の区域。</p> <p>○粟生津字山王 1447、1448、2480-1、2480-4、2481-4、2481-5、2494-4、2508-1、2509-1、1384-1、691-1、729-1、729-5、下粟生津字上組 2735-1。</p> <p>(粟生津集落)</p> <p>○下粟生津字下組 3124-1、3137、3171-1、3181-1、3518-5、3518-6、3519-6、3519-7、3520-6、3520-7、3521-4、3522-3、3523-2、字横町 3013-1、3026-1、3074-1、3087-1、3515-3、3565-3、3566-5。</p> <p>○野本字村附 515-1、492、下粟生津字潟 3741、野本字村附 458、439、436、437、431、868-1、869-1、大通川、字村附 851、719、717、714、623、626、547 を順</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>次結んで囲まれる内側の区域。 (野本集落) ○田中新字前田 244-1、250、304、305、306、311、313、417、414、437、466、454 と旧燕市との境界、用途地域、大通川を順次結んで囲まれる内側の区域。字前田 352、353、379-2、379-1。 (田中集落) ○下粟生津字濁 3451、3477-2、野本字村上 369、309-3、309-2、307-2、大通川を順次結んで囲まれる内側の区域。 ○野本字村附 750、749-2、749-1、748。 ○田中新字上田 86、195、大字下粟生津との境界と田中新字上田 7、16、旧燕市との境界を順次結んで囲まれる内側の区域。 ○高木字高木 1649-1、1640-1、1660-1 を順次結んで囲まれる内側の区域。 ○大字粟生津字山王 868、869、870、871、872、911、912、913、914、915、968、969、970、971、972。 ○田中新字前田 305、306、311、347。 ○高木字高木 991-1、991-2。 ○田中新字前田 349-3。 ○田中新字前田 323、324。 ○高木字高木 988-1。 ○田中新字前田 349-3 の内。 ○野本字村附 757-1、757-2、758-5、759-3、760-1760-2、761-1、761-2、762-3、762-4。 ○高木 5199。</p>	
3-H 国上	<p>信濃川分水放水路右岸堤防から同堤防に沿って県道新潟寺泊線の接点から同線に沿い、市道居下 2 号線の接点から同線に沿い、水路 4711～2 番の接点から同水路に沿い、市道居下 2 号線の接点から同線に沿い、道路 3983～2 番の接点から同道路に沿い、市道居下 2 号線の接点から同線に沿い、市道国上部落内 1 号線の接点から同線に沿い、道路 4735～3 番の接点から同道路に沿い、市道国上居下 1 号線の接点から同線に沿い、道路 4846～3 番の接点から</p>	<p>市道牧ケ花佐善線の起点から同線に沿い、佐善字居浦 652 番地内佐善用水路の接点から同佐善用水路に沿い、佐善字居浦 666 番地内佐善用水路と佐善裏線の接点から同線に沿い市道牧ケ花佐善線の交差点から同線に沿い、市道佐善中央線の接点から同線の終点を経て旧吉田町との境界に至り、同境界線に沿い、向野排水路の接点から同水路を経て市道牧ケ花佐善線の起点とに囲まれた区域及び旧吉田町に介在する分水町の飛地。</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
	<p>同道路に沿い、道路 4849～2 番の接点から同道路沿い、道路 4848～2 番の接点から同道路に沿い、市道上居下 3 号線の接点から同線に沿い、道路 4930～2 番の接点から同線に沿い、市道長辰 8 号線の接点から同線に沿い、県道新潟寺泊線の接点から同線に沿い、道路 5786～2 番の接点から同道路に沿い、水路 5788～1 番の接点から同水路に沿い、蒲原用水路の接点から同水路に沿い、弥彦村との境界線から同線に沿い、旧吉田町との境界線から同線に沿い、牧ヶ花用水路の接点から同水路に沿い、県道燕国上線の接点から同線に沿い、県道地藏堂中島線を経て市道泉新 2 号線に沿って信濃川分水放水路右岸堤防に至る線に順次囲まれた区域及び旧吉田町に介在する旧分水町の飛地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉新字居掛 127-1 128～132。 ・泉新字三部 81-1～81-9。 ・泉新字新田場 90-2～90-17 90-22 90-43。 ・泉新字提ノ内 74-3。 ・泉新字野中才浦 383-1～383-4 385-3 385-4 418～420 431。 ・中島字小関向 4759-6 4764-1 4764-3 4765-1 4766-1 4768-1 4769 4770-1 4772-1 4809-1。 ・野中才字浦田 111-1～111-3 112-2 112-4 113-1～113-3。 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐善字居浦 701 702 703 704 792 801 798-5 ・佐善字切替 919 929。 ・佐善字堤外 3305 3435-2 3440 3441。 ・佐善字金山 146-7 146-8。 ・佐善字岡野 671-3 672-10。 ・牧ヶ花字上川原 31-2 32 522 523 525-2。 ・牧ヶ花字金山 147。 ・牧ヶ花字早稲田 306。 ・牧ヶ花字下川原 2419-2 2407-1。 <p>市道源八新田 4 号線の起点から農道中島 10 号線に沿い、67-1 番排水路接点から 67-1 番、65-1 番排水路に沿って市道源八新田 6 号線の交差点から市道源八新田 6 号線に沿い、市道源八新田 2 号線の交差点から市道源八新田 2 号線に沿い、源八新田字一番割 50-6 番公衆道路の交差点から同線に沿い、市道中島源八新田線の交差点から同線に沿い、源八新田字一番割 38 番地内排水路 38-2 番 37-1 番に沿い、市道源八新田 4 号線の接点から同線に沿い、市道源八新田 5 号線の交差点から同線に沿い、源八新田字一番割 41 番地内排水路 41-1 番に沿い、排水路 64-1 番を経て市道源八新田 4 号線の起点に至る線に囲まれた区域。</p> <p>市道長崎源八新田線と市道源八新田 3 号線の交差点から市道源八新田 3 号線に沿い、市道源八新田 5 号線の終点と源八新田字一番割 167 番地に接する市道源八新田 2 号線を結び、同線に沿い、市道長崎源八新田線の交差点から同線に沿い、市道長崎源八新田線と市道源八新田 3 号線の交差する線に囲まれた区域。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源八新田字一番割 221～223。 43-3 44-3。 	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>・源八新田字二番割 234 235 392-2 396-6 396-7。 107-7 108-4 396-1 233。</p> <p>・新堀字中谷地 12-1 の内</p> <p>・新堀村字新田 12 の内</p> <p>市道長崎源八新田線と市道古沖幹線の交差点から同線に沿って中島字上表 1763 番地内の排水路 1752-2 番に沿い、源八新田字一番割 6 番地内の市道源八新田部落内 5 号線に沿い、源八新田字一番割公衆道路 1～2 番の交差点から同公衆道路に沿い、市道長崎源八新田線の交差点から同線に沿い、市道長崎源八新田線と市道古沖幹線の交差する線に囲まれた区域。</p> <p>市道長辰 3 号線の起点から同線に沿い、市道長辰 4 号線との交差点から同線に沿い、蒲原用水路の交差点から同用水路に沿い、旧県道新潟寺泊線の交差点から同線に沿い、弥彦村との境界線から同境界線に沿い、県道新潟寺泊線との交差点から同線に沿い、市道長辰 2 号線との交差点から同線に沿い、市道長辰部落内 5 号線の交差点から同線に沿い、市道長崎 4 号線の終点から同線の起点を経て市道長辰 3 号線の起点に至る線に囲まれた区域。</p> <p>・国上字長辰 5742-1 5742-2 5980 5973-3 5865-1 5865-3 5866-1 5866-2 5867-1 5867-2 5868-1 5868-2 5869-1 5869-2 5869-3 5870-1 5870-5 5870-6 5877 5878 5878-1 5879 5880。</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>・国上字長崎 5924 5970 5977 6052～6074。</p> <p>県道燕国上線と県道新潟寺泊線の接点、県道新潟寺泊線と道路2160-2番の接点、道路2160～2番と県道燕国上線の接点を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>・国上字居下 2316-1～2320。 2332-1 2332-2 2333。 2336～2350。 4739-1 4740-1 4823-2 4824-2。 4643-1 4739-2 4741。</p> <p>・国上字太田前 5067～5069 5070～5075 5076～5079 5087～5091。</p> <p>・新堀字内向野 283-1～283-17。</p> <p>市道早向線と早向川起点との接点から山道と沢に挟まれた部分で、国上砂田562番地までと、これより上流西ノ沢字砂田336-1番から同383-1番までの区域。</p> <p>市道長辰6号線沿いで、国上字長辰5925番から同5932番までの区域。</p> <p>中島字上表 1707 1712-3 までの区域。 中島字上表 1995 2018-4 までの区域。</p> <p>・国上字長辰 5831。</p>	
3-I	長岡市との境界線、市道泉新2号線、県道地藏堂・中島線、県道	市道野中才2号線の起点から同線に沿い、市道新長野中才線の接点	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
地蔵堂	<p>燕・国上線、牧ヶ花用水路、旧吉田町との境界線、笈ヶ島下江用水路、農道笈ヶ島 8 号線、農道熊森 12 号線、長岡市との境界線の接点を順次結んで囲まれた区域及び長岡市に介在する燕市の飛地</p> <p>・五千石字大谷地 889 890 891-1 968 969-1 986-1 987、988-1 989</p> <p>・五千石字卯ノ明 4655-2 4656 4657 4658 4659-1 4659-2 4660</p> <p>4661-2 4661-10 4661-11 4661-12 4661-14</p> <p>4661-17 4661-25 4661-26 4661-27 4661-28</p> <p>4661-29 4661-30 4661-31 4661-32 4661-33</p> <p>4661-34 4661-35 4661-36 4661-37 4661-38</p> <p>4661-39 4661-40 4661-41 4661-42 4661-43</p> <p>4661-44 4661-45 4661-46 4661-47 4661-48</p> <p>4661-49 4661-50 4661-51 4661-52 4661-53</p> <p>4661-54 4661-55 4661-56 4661-57 4661-58</p> <p>4661-59 4661-67 4661-69 4661-70</p>	<p>から同線に沿い、市道野中才泉新線の接点から同線に沿い、市道泉新 1 号線の交差点から同線に沿い、島崎川橋を経て市道泉新 2 号線に沿い、県道地蔵堂中島線の接点から同線に沿い、県道燕国上線の接点から同線に沿い、市道砂子塚新堀線の交差点から同線に沿い、市道砂子塚 14 号線の接点から同線に沿い、県道五千石巻新潟線の交差点から同線に沿い、市道砂子塚 3 号線の接点から同線に沿い、市道砂子塚 4 号線の接点から同線に沿い、市道砂子塚 6 号線の交差点から同線に沿い、市道笈ヶ島 6 号線の交差点から同線に沿い、市道笈ヶ島 8 号線の交差点から同線に沿い、国道 116 号の交差点から同線に沿い、市道笈ヶ島 6 号線の交差点から同線に沿い、市道笈ヶ島 15 号線の交差点から同線に沿い、市道笈ヶ島東線の交差点から同線に沿い、県道燕地蔵堂線の交差点から同線に沿い、市道笈ヶ島 3 号線の交差点から同線に沿い、笈ヶ島字笹曲 299-1 番地、265 番地、255 番地、216 番地の外側を結んだ線と農道笈ヶ島 13 号線の接点から同線に沿い、市道笹曲 2 号線の交差点から同線に沿い、市道大川津 2 号線の延長と結び、同接点から市道大川津 2 号線に沿い、市道大川津笈ヶ島の交差点から同線に沿い、農道五千石 1 号線の交差点から同線に沿い、市道五千石 1 号線の交差点から同線に沿い、蒲原用水路の接点から同蒲原用水路を流下し市道野中才 3 号線の起点とに囲まれた区域。(ただし同区域から馬堀川と市道野中才 3 号線の接点、市道野中才 3 号線と市道野中才 7 号線の接点、市道野中才 7 号線と市道野中才 6 号線の接点、市道野中才 6 号線と馬堀川の接点を囲んだ区域を農用地とする)</p> <p>・笈ヶ島字五郎エ門田</p> <p>1210 1211 1214 1288 1289 1290</p> <p>1293 1327 1328 1329 1357 1358 1359</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>1360 1364 1365 (字興野前)1442 1443 1444 1445 1446 1481 1480-1。 1529-1。 ・笈ヶ島字笈掛石 609 610 685 686 687 688 692 693-1 694。 ・笈ヶ島字伝法木(三ツ石) 1594。 ・笈ヶ島字向島 5134。(用途区分の農業用施設用地) ・砂子塚字屋敷廻 986-1 986-2 904 905 920 921。 919-1 919-2。 ・砂子塚字浦田 3517 3531-1 3531-2。 3538 3539。 3385-3。 笈ヶ島下江用水路と市道島上幹線の交差点、市道島上幹線と国道 116 号の交差点、国道 116 号と笈ヶ島下江用水路の交差点を順次結ん で囲まれた区域。 ・笈ヶ島字三ツ石 1539 1540 1666 1668 1672 1673 1699。 ・笈ヶ島字本成寺森 1818 1819 1820 1821-1 1821-2 1822-1 1883 1884 1885 1886 1887 1890 1891-1 1892-2 1894 1895-1 1896 1898-1 1898-2 1899。 1852-1 1853-1 1854-1。 ・五千石字前ノ浦 1758 1759 1765 1766 1984 1985-1 2043 2044-1 2070-4 2065-1 2063 2059-4 2037 2039-3 2040 2042-1 2038-2</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>2054-1 2056-1 2057。 (字前野) 1986-1 1987-1。 ・五千石字前の浦 1758 1985 1986 2056。 ・野中才字下谷地 356-1 388 ・野中才字浦田 77-1 の内 ・新長字中原 1800~1806 1809 1811 1813-1 1813-2。 ・砂子塚字諏訪ノ木 184 186-1 186-2 187 251 252-2 253-1 253-2 254-1 255-1 257 260 262 263 516 519 524 530 532 533 534 (字興野浦) 582 584 585。 ・五千石字大谷地 835-1 837-1 890 891-1 897-1 898 969-1 968 980 981 982 983 984 985 986-1 988-1 989。 897 889。 970 971 972 973 974 975-1 976-1 977 978-1 979-1。 ・大川津字島畑 1073-1 1085-4。 ・五千石字分水路 3430-24 3430-73~76 3430-113 (大川津) 3430-204 3430-233 3430-234 3430-245 3430-246 3430-247 3430-248 3430-249 3430-262。 ・五千石字荒川 3964。</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・五千石字大溜 2222。 ・砂子塚字下川原全区域。 ・砂子塚字浦田 4010-3 4010-4。 ・砂子塚字上川原 3894。 ・砂子塚字興野浦 575-2。 <p style="text-align: center;">県道燕分水線と旧西川及び現西川に挟まれ、市道広域9号線から中島用水路までの区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笈ヶ島字笈掛石 686-3 687-1 689。(農用地区域に編入) ・笈ヶ島字三ツ石 1594 1595。(農用地区域に編入) ・新堀字下谷地 1157-1 1157-2 1158-1 1158-3 1159-1 1159-2 ・野中才字下谷地 366 389-1 389-2 389-3 390 391-1 391-2 391-3 392-1 392-2 393-1 393-2 394-1 394-2 394-3 394-4 395 396 397-1 397-2。 ・五千石字荒川 4026-3 4027 4028 4038-1 4038-2 4029 4030 4031 4032 4034 4037 4041 4043-1 4043-2 4044 4046 4048 4049 4050 4051 4052 4053 4054 4055 4056-2 4058-2 4060 4061 4062 4063 4065 4066 4067 4068 4069 4070 4072。 ・五千石字分水路 3430-65 3430-66 3430-67 3430-68 3430-70 3430-72 3430-264 3430-265 3430-266。 ・大川津字分水路 3430-261。 ・泉新字新三部 95-6。 ・砂子塚字浦田 3373 3374 3375 3376-1 3377-1。 	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>・笈ヶ島字興野前 1319 1323-1 1323-2 1324-1 1324-2 1321 1322 1325</p>	
3-J 島上	<p>旧吉田町との境界線、旧燕市との境界線、長岡市との境界線、農道熊森12号線、農道笈ヶ島8号線、笈ヶ島下江用水路の接点を順次結んで囲まれた区域。</p>	<p>島上用水路と市道島上幹線の交差点から市道島上幹線に沿い、同線と市道横田7号線の交差点から市道横田7号線に沿い、同線と県道燕地藏堂線を経て旧信濃川堤防線の接点から同堤防線に沿い、小池用水路の交差点から同用水路を上り信濃川左岸線の接点から同左岸線に沿い、笈ヶ島字東川原4719番地外側から同番地外側の延長と島上用水路の延長と島上用水路の接点に結び、島上用水路を流下し、島上用水路と市道島上幹線を交差する線に囲まれた区域。</p> <p>・横田字ヲミワケ甲 411-1 412-1 415-1 417。</p> <p>笈ヶ島下江用水路と大通川交流点、旧吉田町との境界線と国道116号の接点、国道116号と笈ヶ島下江用水路の交差点を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>・熊森字新割 7374～7392 7527～7559 7586～7591。 ・熊森字瀉道 1082 1083 1084。 1185 1186 1188 ・熊森字土免 1283 1284 1292 1337 1338 1339 1350 1351 1352 1436 1438 1450 1457 1458 1459 (字八幡田) 1529 1534 1557 (字瀉道) 1077 1078 1079 1080 1081 1273 1274 1275。 ・熊森字東畑 322 325。 ・熊森字堤外 7891-1 7893-3。</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>・熊森字四ツ割 793-1。 776-1～777 780～782 786～792 796-1 797-1 799-1 800-1。 931-1の内、932-2の内。 934-2 935-1 936-1 937-2。</p> <p>・笈ヶ島字笈掛石 733 776 777 813。 421-3。</p> <p>・笈ヶ島字向島 5134の内。</p> <p>・笈ヶ島字笈掛石 685-3 691-1 694 695 733-1 776 777 813。(農用地区域に編入)</p> <p>市道横田16号線の起点から同線に沿い、市道熊森9号線の交差点から同線に沿い、市道横田内3号線交差点から同線に沿い、市道横田5号線の交差点から同線に沿い、市道横田1号線の交差点から同線に沿い、旧燕市との境界線から同境界線に沿い、小池支線水路との交差点から同支線水路に沿い、小池用水路の交流点から同用水路に沿い、流上し、市道横田18号線の終点を結び市道部落18号線に沿い、県道燕地藏堂線の交差点から同線を経て、市道横田16号線に至る線に囲まれた区域。</p> <p>(ただし同区域から横田字ヲミワケ160-1 160-2 311～314番地、横田字狐山1005から1009 1014～1016-2番地は農用地とする)</p> <p>・横田字小池境 2738～2742 2757～2760 2766～2770 2775～2777 2781～2784 2787～2789 2791～2799 2803～2807。</p> <p>・横田字三ノ割 13604 13631 13632 13636～13670 13683～13693 13694 13714。 13583～13587 13572 13573 13575</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>13599～13603。</p> <p>・横田字ヲミワケ 405-1～410-1。 529-4。</p> <p>・横田字アラヤ東 11190 11223。</p> <p>(字ヲミワケ)404 519 529-4。・大字横田字狐山 930-3 930-4 933-1。 936-1。</p> <p>・横田字中筒堤外 15102-1の内 15102-2の内 15103の内。 (15102-1 15102-2 15103-1)</p> <p>県道燕地藏堂線と信濃川堤防に挟まれ、市道横田37号線と小池字小池境に囲まれた区域。</p> <p>・横田字諏訪田 693-7</p> <p>県道見附分水線と信濃川の接点、信濃川と刈谷田川の交点、刈谷田川と旧分水町・三条市の境界線の接点、三条市・長岡市の境界線を通り、県道見附・水線の接点を順次結んで囲まれた区域</p> <p>・横田字ヲミワケ島 15083 15084-1 15084-2 15085 15086 15087</p> <p>・笈ヶ島字笈掛石 734 735 736 738 739 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 753 754 757-1 758-1 759 760 761-1 761-2 762 764 765 766 767 768 769 771 772 773 774</p>	
3-K 渡部	渡部字力ノ尾 字菊屋造 字幕島 字穴ノ入	<p>・渡部字幕島 2425 2427 2428 2429 2433 2596-4 2596-5 2600-1 2600-2 2605-1 2605-3 2606-1 2606-4 2606-5 2606-6 2607-1 2607-2</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
	真木山字道下	<p>2607-5 2607-6 2607-8 2608-1</p> <p>2634 2635-1 2636 2637-1 2637-2 2638</p> <p>2642-1 2646-2 2646-3 2646-5 2646-6</p> <p>2646-7 2646-8 2646-10 2647-7 2647-9</p> <p>2673-2 2673-4。</p> <p>2646-2～2673-4。</p> <p>・渡部字穴ノ入 2403-1 2403-2 2406-3 2406-4</p> <p>2406-5 2419 2420 2421-1 2421-2 2423</p> <p>2575-1 2575-2 2575-4 2576-1。</p> <p>2402-2～2424-1 2439～2501</p> <p>2539-2～2560-5</p> <p>(字下谷地) 1839-2～1941-3。</p> <p>・渡部字漆谷 1588～1622</p> <p>(字穴ノ入) 2348-4 2348-5。</p> <p>・渡部字上谷地 1656 1674 1704 1712 1713-1 1806-7</p> <p>1806-8 1806-9 1806-15 1806-16 1806-17</p> <p>1834-1 1834-2 1834-3 1837-1 1837-2</p> <p>1837-3 1837-4。</p> <p>・渡部下谷地 1848-4 1848-5 1851-1 1852-3。</p> <p>(1851-1は圃場整備で編入)</p> <p>・渡部字川敷 2773-1 2773-3 2774-1 2775-1</p> <p>2775-2 2777-1 2777-9 2778-1</p> <p>2779-4 2779-5 2779-6 2779-7</p> <p>2779-8 2779-9 2779-10 2779-11 2784-3</p> <p>2784-11。</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・渡部字藪田 1187 1187-1 1187-2 1187-4 1194-1 1194-2 1195-1 1195-2 1209-1 1214 1217。 ・渡部字菊屋造 1237-2 1238-1 1238-2 1239 1240 1241-3 1256-2 1256-3 1256-4 1256-5 (字藪田) 1184-1 1198 1206-2 1206-4 1209-4 (字力ノ尾)2841-23 2841-24 2841-25。 ・渡部字力ノ尾 1259 1261 1263 1266-1 1267-2 1268-1 1271 1274-1 1280 1284 1287 1357 2841 2841-4 2841-5 2841-8 2841-20 2841-27 2841-28 2841-29 2841-33 2841-34 2841-46。 2842-1～2842-9 1378～1379-3。 (字菊屋造) 1230 1232-2 1233-3 1233-7 1233-11 1233-16 1234-4 1234-5 1234-6 1234-7。 (1378～1379-3は圃場整備で編入) ・真木山字下谷内 517 518 519-1 520-1 521 522-1 523-5 601 602 603 605 607 609 640 604 606 608 610。 (604、606、608、610は圃場整備で編入) ・真木山字道上 64 97-2 103 281 282 283 285 287 289 289-1 289-2 290 291 292 293 295 297 299 300 303 304 305 306 307 308-1 376 464 465-1 94-1 94-2 95 96 100-1 100-2 102 105 106 110 112。 	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
		<p>(94-1、94-2、95、96、100-1、100-2、102、105、 106、110、112は圃場整備で編入)</p> <p>・真木山字道下 1 2 29 30 49 50 51 52 53 55 56 57 58 59 209 210 211 212 214 215 216 217 405 406 407 423 424 425 427 430。(1は圃 場整備で編入)</p> <p>394-3 395-3 396-3 396-4。</p> <p>・真木山字溜新田 667 668 661 662 663 664 665 666。 (661、662、663、664、665、666は圃場整備で編入)</p> <p>・渡部字堤下 2238-1</p> <p>・渡部字宝崎 1470～1521</p> <p>・渡部字向山 1389～1436-2。 1458。 (1458は圃場整備で編入)</p>	

イ. 現況森林、原野等に係る農用地区域

該 当 な し

(2) 用途区分

農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

区域番号	用 途 区 分
1-A 小池	農 地：下記農業用施設用地及び採草放牧地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：蔵関 86・64・82、81-2・大曲 709、710、715・2976、2975-1・2982・517、519、510-1、511-1・小池 4127-1・4141-2・4311・道金 737・512-5、512-6・444-2、738、739
1-B 燕	農 地：下記農業用施設用地及び採草放牧地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：灰方 230・東太田 2423-1、2424-1、2424-3、2430-1、2431-1、2431-3、2431-4、2432-1、2432-3、2452-1、2458-1、2458-3、2458-4、2458-5、2458-6、燕 115 の内、119 の内
1-C 小中川	農 地：下記農業用施設用地及び採草放牧地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：大船渡 188-1・上児木 131-1・三王淵 1148-3、1148-4、1148-5、小中川 4531、小高字藤曲 2519
1-D 松橋	農 地：下記農業用施設用地及び採草放牧地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：長所 1732-1、1733-1・902-1・860、861・953-1、953-2、590、591 松橋 794-1、585-2、867-1 の内・松橋字北 1179
2-E 米納津	農 地：下記農業用施設用地及び採草放牧地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：西槇新田字千歩野 5-4・富永字松田 566-1・566-2・559-5・富永字仲沖 1234-1
2-F 吉田	農 地：下記農業用施設用地及び採草放牧地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：本町字前田 17-1・17-3・18-1・18-2・19-1～19-3・21-1・22-1・44-1・45・47～57・60・61・64・84・87～93、106～110・字池田 1174・1175・1177・1178・1179-2・1180～1182・1242・1243・1245・1246・吉栄字苗代割 234-1・192-5・193-4・西太田字土手内 1803・1804-1・1804-2・1805～1809
2-G 粟生津	農 地：下記農業用施設用地及び採草放牧地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：高木村古新田字高木 992-1～992-3・211-1・粟生津字山王 1284-1・1316・溝字大開 516-3・粟生津字山王 6593・溝字大開 516-4 粟生津字山王 6596 のうち一部
3-H	農 地：下記農業用施設用地及び採草放牧地として区分した区域以外の区域

国上	農業用施設用地：中島字上表2061-1～2061-4・2062・2062-2・中島字下表1227・1228・1311-6・佐善字切替929・佐善字居浦798-5・佐善字岡野655-3・663-2・671-3・672-10・牧ヶ花字上川原516-3・517-2・522-1～522-3・523-1・523-2・525-2・553-1・554-1・牧ヶ花字金山146-7・146-8・147-1・147-5～147-7・牧ヶ花字早稲田306-2・306-3・国上字居下4823-3・4824-2・4739-2・4741・国上字長崎5973-3・5980・5981-7・源八新田字一番割181-3・181-4・源八新田字二番割396-2・396-6・396-7・399-4泉新字苗代104-2・120・109-3の内
3-I 地蔵堂	農地：下記農業用施設用地及び採草放牧地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：砂子塚字屋敷廻854-2・855・904・905・919-1・919-2・920・921・笈ヶ島字笈掛石421-3・大字笈ヶ島字向島5134・砂子塚字興野浦575-2・大川津字辰新野手川欠跡1062-51
3-J 島上	農地：下記農業用施設用地及び採草放牧地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：熊森字四ツ割776-1・776-2・777・780～782・786～792・797-1・799-1・800-2・熊森字新割7588～7591・熊森8353・横田字金田1512～1514・1515-1・1516-2 横田字ヲミワケ529-4・横田字狐山936-1
3-K 渡部	農地：下記農業用施設用地及び採草放牧地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：渡部字菊屋造 1254-2・1256-2～1256-5